

2021

DISCLOSURE

山梨県信用保証協会の現況



山梨県信用保証協会

Credit Guarantee Corporation Yamanashi-pref

ごあいさつ

平素は、山梨県信用保証協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の業務に対する理解を一層深めていただくため、ディスクロージャー誌「山梨県信用保証協会の現況 2021」を作成いたしました。信用補完制度の仕組みや信用保証協会の役割、事業実績および財務状況などについて、できるだけ分かりやすい説明を心掛け作成いたしました。ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の急激な収縮を受け、国内外の需要が低迷し、未曾有の経済停滞に見舞われた1年となりました。今もなお、感染症の収束が見通せず、経済の回復についても不確実性が強まっております。

県内の多くの中小企業・小規模事業者においては、売上・利益・雇用を維持することが困難な状況に直面しております、感染症の再拡大による更なる業績の下振れリスクも拭えず、依然として、予断を許さない経営環境に置かれております。

このような状況の下、当協会では、セーフティネット機能としての役割を果たすため、「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」を設置し、ご相談へのきめ細かな対応とともに、国や山梨県、市町村の施策に呼応した特別保証制度を積極的に活用し、中小企業・小規模事業者の皆さまが安心して事業を継続できるよう、迅速かつ柔軟な資金繰り支援に総力を挙げて対応しているところであります。

また、コロナ禍が長期化していることから、引き続き県内中小企業・小規模事業者の皆さまへの柔軟な資金繰り支援に加え、金融機関や関係支援機関との連携を一層進め、本業回復や生産性改善、更には、創業をはじめビジネスモデルの変革や円滑な事業承継など、中小企業・小規模事業者が新たな活路を見出して前進できるよう、きめ細かな経営支援を展開し、県内経済の早期回復と安定に貢献してまいります。

今後も、中小企業・小規模事業者の皆さまに信頼され必要とされる信用保証協会を目指し、地域経済の発展に向け、役職員一丸となり努力してまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3年7月

会長 若林 一紀

信用保証協会とは

●信用保証協会法に基づく特殊法人

信用保証協会は中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、その借入債務を保証することで中小企業者の資金調達の円滑化を図り、その健全な発展を促進する事を目的として、信用保証協会法に基づき設立された特殊法人です。

●「信用保証協会事業の基本理念」

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

CONTENTS

山梨県信用保証協会の概要	02
コンプライアンスへの取組み	05
信用補完制度の仕組み	06
信用保証のご利用にあたって	08
個人情報保護宣言	12
第6次中期事業計画	14
令和3年度経営計画	16
主な保証制度一覧	18
経営支援のご案内	20
令和2年度の主な取組み	21
新型コロナウイルス感染症に対する取組み	23
広報活動	26
令和2年度事業報告	29
令和2年度決算報告	35
本・支店の保証担当区域と事務所位置略図	40

(令和3年3月31日現在)

山梨県信用保証協会の概要

基本理念

山梨県信用保証協会は、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

目的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

業務

信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。

- 1 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証。
- 2 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証。
- 3 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証。
- 4 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証。
- 5 前各号に掲げる業務に付隨し、本協会の目的を達成するために必要な業務。

あゆみ

昭和24年5月	社団法人として設立
昭和25年3月	財団法人として設立
昭和29年8月	信用保証協会法に基づく特殊法人に組織変更
昭和29年9月	吉田支所開設
昭和56年4月	大月支所開設
昭和63年4月	山梨県中小企業会館の建設に伴い、本店を甲府市丸の内から甲府市飯田に移転
平成15年3月	大月支所と吉田支所を富士吉田支店として統合
平成27年3月	本店分室開設

プロフィール(令和3年3月現在)

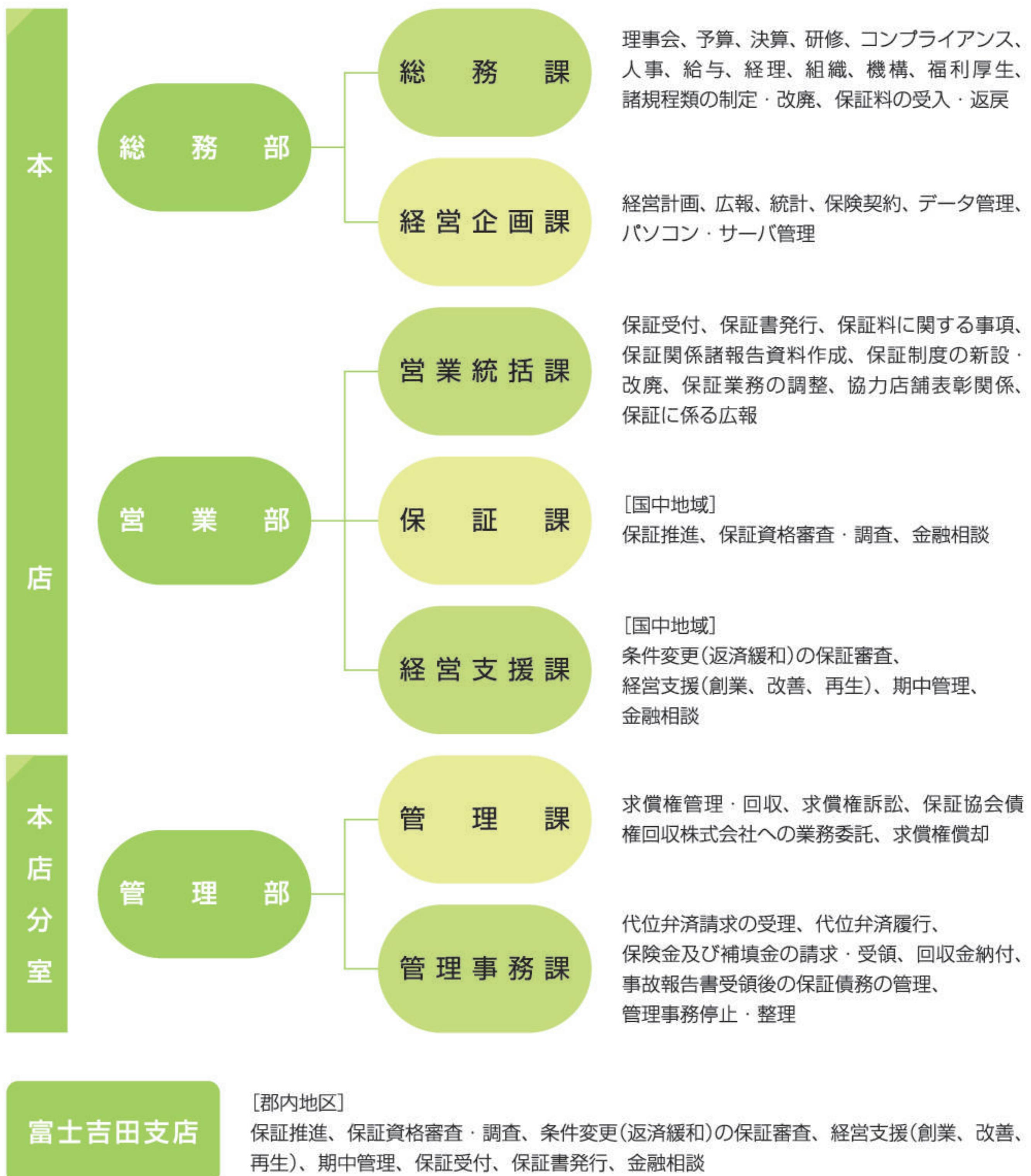
設立	昭和24年5月
人格	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく認可法人
基本財産	12,281,522千円
保証債務残高	281,974,498千円
利用企業者数	11,366先
理事	15名
監事	2名
職員	50名
事務所	本店 甲府市飯田二丁目2番1号 山梨県中小企業会館内 本店分室 甲府市富士見一丁目2番26号 富士吉田支店 富士吉田市下吉田二丁目31番14号

役員名簿

令和3年7月1日現在(敬称略)

会長	若林 一紀	常勤
専務理事	古屋 仁	常勤
常務理事	樋川 昇	常勤
(五十音順)		
理事	泉谷 英樹	非常勤 山梨県銀行協会副会長
理事	小田切 繁	非常勤 山梨県信用金庫協会会长
理事	栗山 直樹	非常勤 山梨県中小企業団体中央会会长
理事	小林 明	非常勤 甲府商工会議所専務理事
理事	小林 厚	非常勤 山梨県産業労働部部長
理事	鷺野 一雄	非常勤 山梨県議会農政産業観光委員会委員長
理事	内藤 久夫	非常勤 山梨県市長会会长
理事	中村 己喜雄	非常勤 山梨県商工会連合会会长
理事	船木 直美	非常勤 山梨県町村会会长
理事	古屋 賀章	非常勤 山梨中央銀行代表取締役専務
理事	南 邦男	非常勤 山梨県信用組合協会会长
理事	森下 昌典	非常勤 商工組合中央金庫甲府支店支店長
監事	滝川 憲一	常勤
監事	星野 正司	非常勤 公認会計士

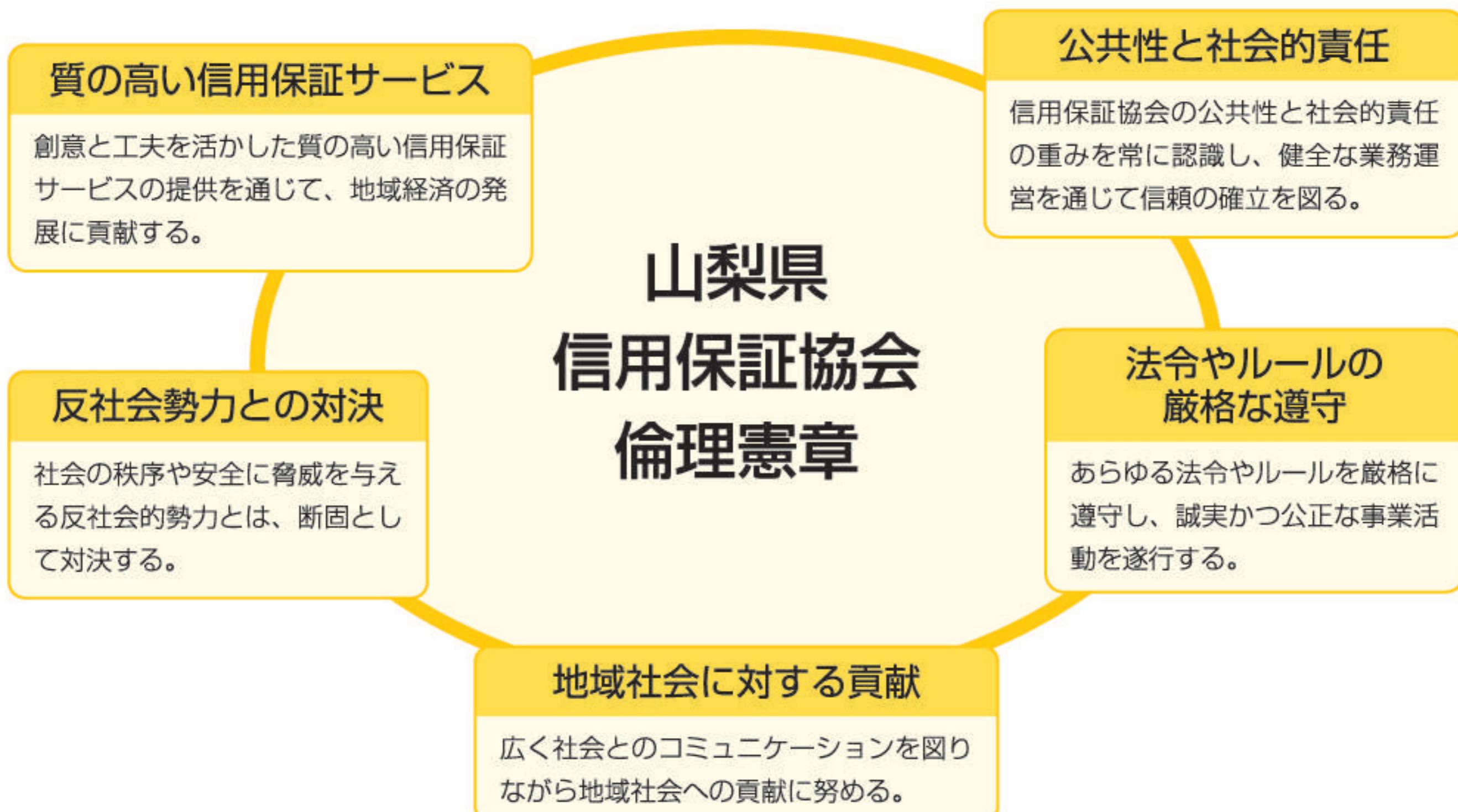
組織機構図 (令和3年4月1日現在)



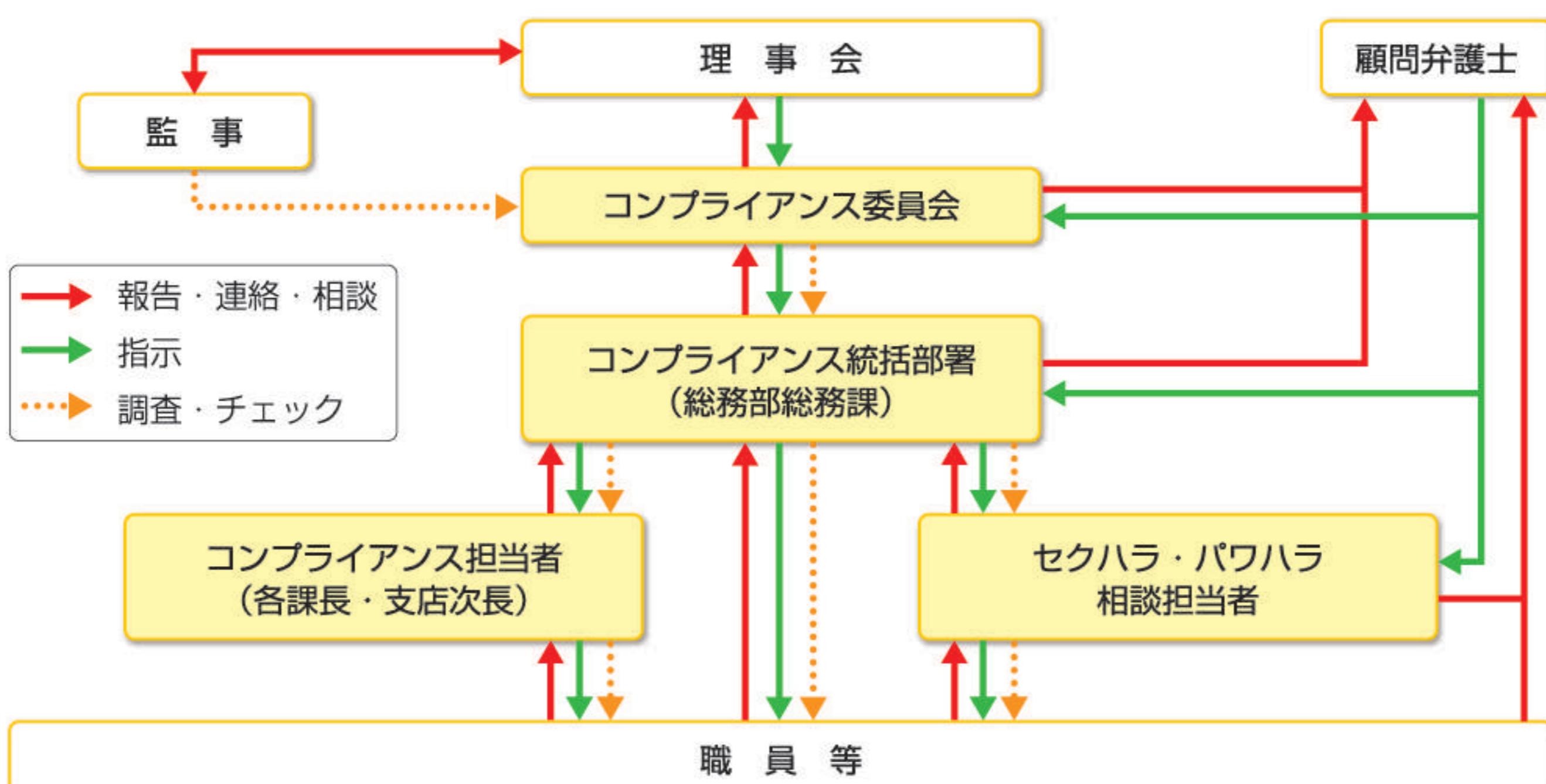
コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスへの取組み

山梨県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任を果たし、社会から揺るぎない信頼の確立を図るために、コンプライアンスを経営の課題の一つとして位置付け、「山梨県信用保証協会倫理憲章」に基づき、下記の組織体制において役職員一丸となりコンプライアンスの実践に取り組んでいます。



コンプライアンス組織体制図

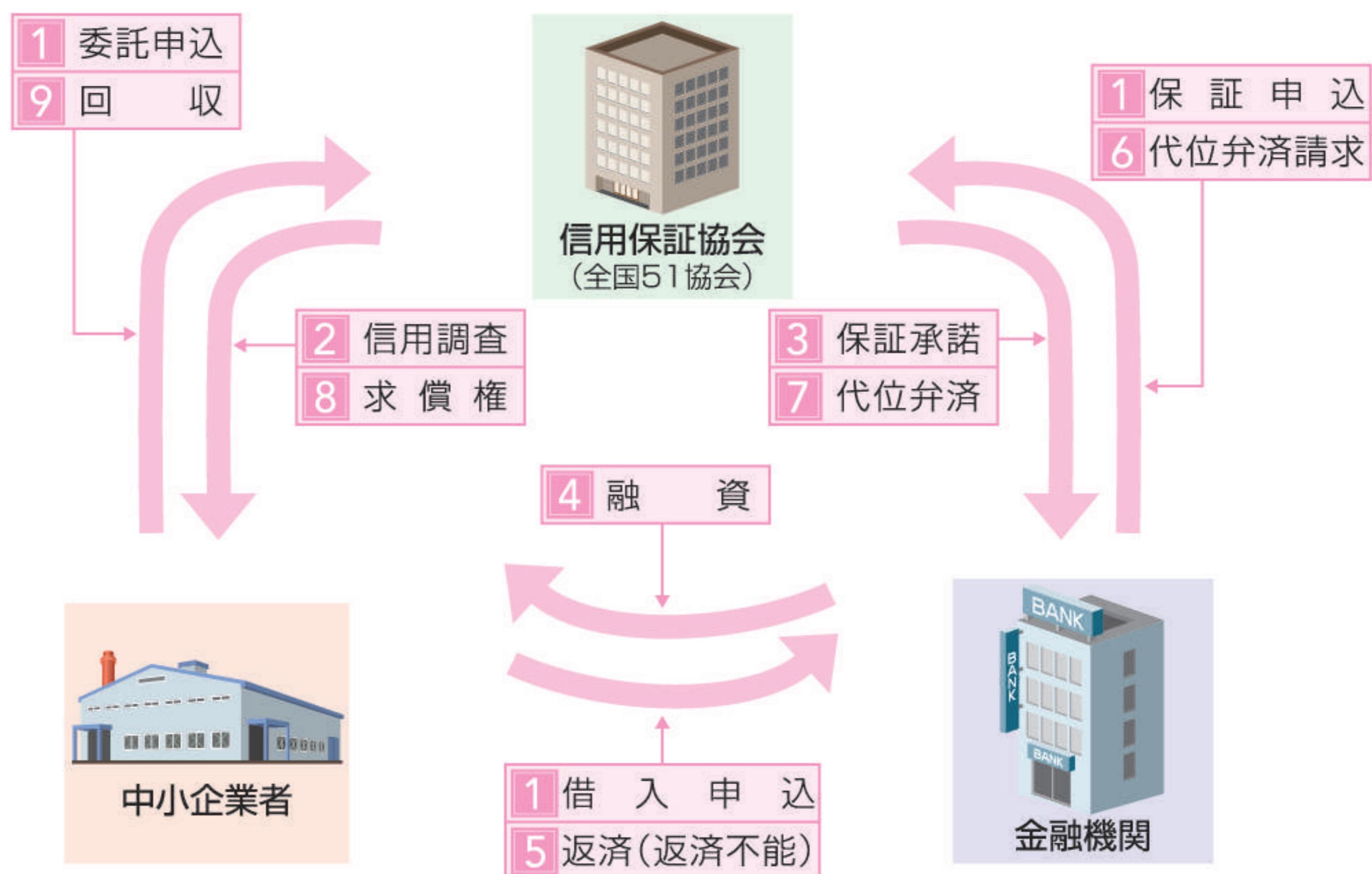


信用補完制度の仕組み

信用補完制度とは、「中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度」と、「信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度」の二つの制度の総称です。

信用保証制度

信用保証協会は、都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、あわせて全国で51の協会が設けられており、信用保証制度の仕組みは次のとおりとなっています。



- 1** 中小企業・小規模事業者に皆さまの信用保証のお申込みは、融資を申し込まれた金融機関を経由していただくのが一般的です。商工団体、自治体に直接お申込みいただく方法もあります。
- 2** 信用保証協会では、事業内容、資金の妥当性、将来性などを審査し、保証の諾否を決定します。
- 3** 信用保証協会が保証の承諾を決定させていただいた場合は、信用保証書を金融機関に交付します。
- 4** その信用保証書に基づき、金融機関は中小企業・小規模事業者の皆さんに融資を行います。この時、信用保証料をご負担いただきます。
- 5** 中小企業・小規模事業者の皆さんには、融資条件に基づき、金融機関に返済をしていただきます。
- 6** 事業場の都合で、万一、返済が履行されない事態になったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求をします。
- 7** 信用保証協会が中小企業者・小規模事業者の皆さんに代わって金融機関に借入金を弁済します。
- 8・9** その後、中小企業者の方とご相談しながら信用保証協会に借入金を返済していただきます。

信用保険制度

信用保証協会の信用保証制度を補うため、日本政策金融公庫の信用保険制度があります。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより信用保証業務に伴うリスクに対し資金的な裏付けを行い、信用保険制度により代位弁済に伴う負担が軽減されます。このため、信用保証協会は広範な中小企業・小規模事業者の皆さまの金融を円滑にすることができます。



- 1** 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を受けます。
- 2** 信用保証協会は、日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- 3** 信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合は、日本政策金融公庫に保険金請求を行います。
- 4** 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- 5** 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

県・市町村と信用保証協会との関係

県及び市町村では、県内中小企業者・小規模事業者の皆さまの金融の円滑化を図るために、当該地域の特性・ニーズ等に応じて、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。制度融資によっては、当協会と地方公共団体との間で損失補償契約を締結し、当協会は代位弁済の後に損失補償金を受領し、その後の回収に応じて返納しています。

信用保証のご利用にあたって

ご利用いただける方

1 企業規模

法人は次の資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。
個人は次の常時使用する従業員数が該当すればご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等 (運送業、建設業、旅館業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	――――――	300人以下 (個人の場合は100人以下)

政令特例業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよび チューブ製造業ならびに工業用ベルト 製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	3億円以下	300人以下

(注1) 生計を一にしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

(注2) 組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

(注3) 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

(注4) 医療法人等とは、医業を主な事業としている一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人を含みます。

2 所在地

法人の場合は、県内に本店または事業所を有している方を対象としています。

個人の場合は、県内に住居または事業所を有している方を対象としています。

(注1) 本店とは、単なる登記上の所在地ではなく、企業の実体があることが必要です。

(注2) 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

3 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他信用保証協会において不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

4 許認可等

許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

◆ 信用保証の内容

1 保証の限度額

法人・個人	2億8,000万円(無担保保証8,000万円を含む)
組合	4億8,000万円(無担保保証8,000万円を含む)

* 上記の限度額とは別枠でご利用いただける保証制度もあります。

2 保証期間

一般保証	原則として運転資金5年以内、設備資金7年以内
保証協会制度保証 県・市町村制度融資	それぞれの制度の定めによります。 (最長のもので20年)

3 資金用途

事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

4 連帯保証人

次のような場合を除き、原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要です。

- ①実質的な経営権を有している方、営業許可名義人又は経営者とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合。
- ②経営者ご本人の健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合。
- ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出がある場合。

※経営者保証に関するガイドラインについて

当協会では、平成26年2月1日に適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえて取扱っていた「経営者保証ガイドライン対応保証」を平成29年度末の受付をもって廃止しております。平成30年度から新たに①金融機関連携型、②財務要件型、③担保充足型の3類型において、一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

5 担保

必要に応じて不動産または有価証券などを提供していただきます。

反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象となりません

当協会は、申込人または保証人が反社会的勢力に該当しないこと、及び将来にわたって反社会的勢力に関係しないことを確約しなければ、信用保証の対象としておりません。

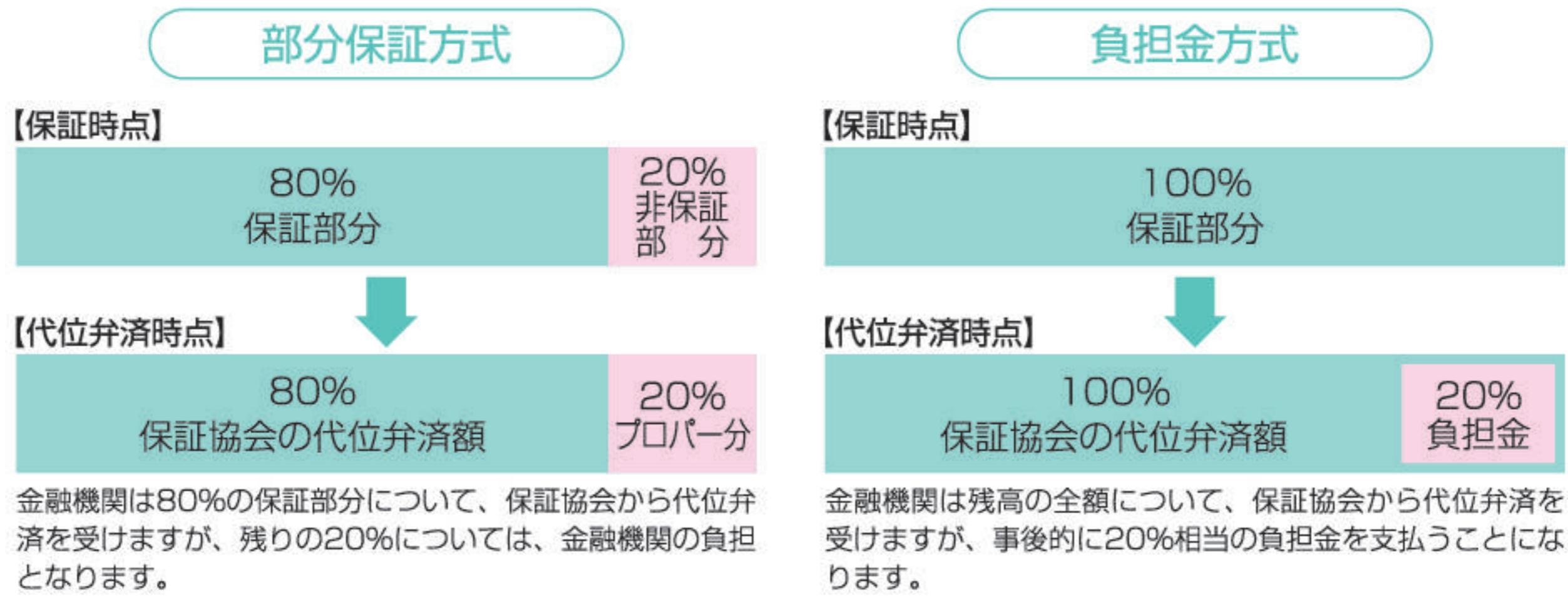
また、信用保証制度を悪用する行為を排除し、第三者が介在・介入する申込を取扱いいたしません。

責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業・小規模事業者の皆さまを支援することを目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

1 制度の概要

責任共有制度には、部分保証方式、負担金方式の2つの方式があり、金融機関がいずれかを選択して採用することとなっています。金融機関の負担割合はいずれ的方式においても同様です。



2 責任共有制度の対象外となる保証制度

原則としてすべての保証が対象となります BUT、対象外となる保証制度は以下のとおりです。

- 経営安定関連保険(セーフティネット)1号～4号、6号に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 創業関連保険、創業等関連保険に係る保証
- 特別小口保険に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度(※)
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証
- 危機関連保証

注：経営力強化保証制度及び事業再生計画実施関連保証制度で責任共有制度対象外制度にかかる既往保証付借入金を残高の範囲内で借り換える場合についても、責任共有制度の対象外となります。

【※小口零細企業保証制度の概要】

ご利用いただける方	従業員数が20人以下(卸・小売・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。)は5人以下)の会社・個人
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2,000万円(既保証残高を含む)
保証期間	運転資金 5年以内・設備資金 7年以内(据置期間 1年以内)

信用保証料

1 信用保証料

信用保証料(以下「保証料」という。)は、中小企業者・小規模事業者の皆さんと信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。

2 保証料率

中小企業者・小規模事業者の皆さまの経営状況に応じて、9段階に区分された料率体系を適用しており、料率区分は財務諸表の情報をCRD(注1)により評価して決定されます。

なお、特別小口保証、セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などは9区分の料率体系によらず、一定の料率が適用されます。

【9段階の保証料率体系】

(単位: %)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象制度 (特殊保証(注2))	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有対象外制度 (特殊保証(注2))	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1) CRDとは、経済産業省の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、中小企業の財務データを蓄積した日本最大のデータベースです。

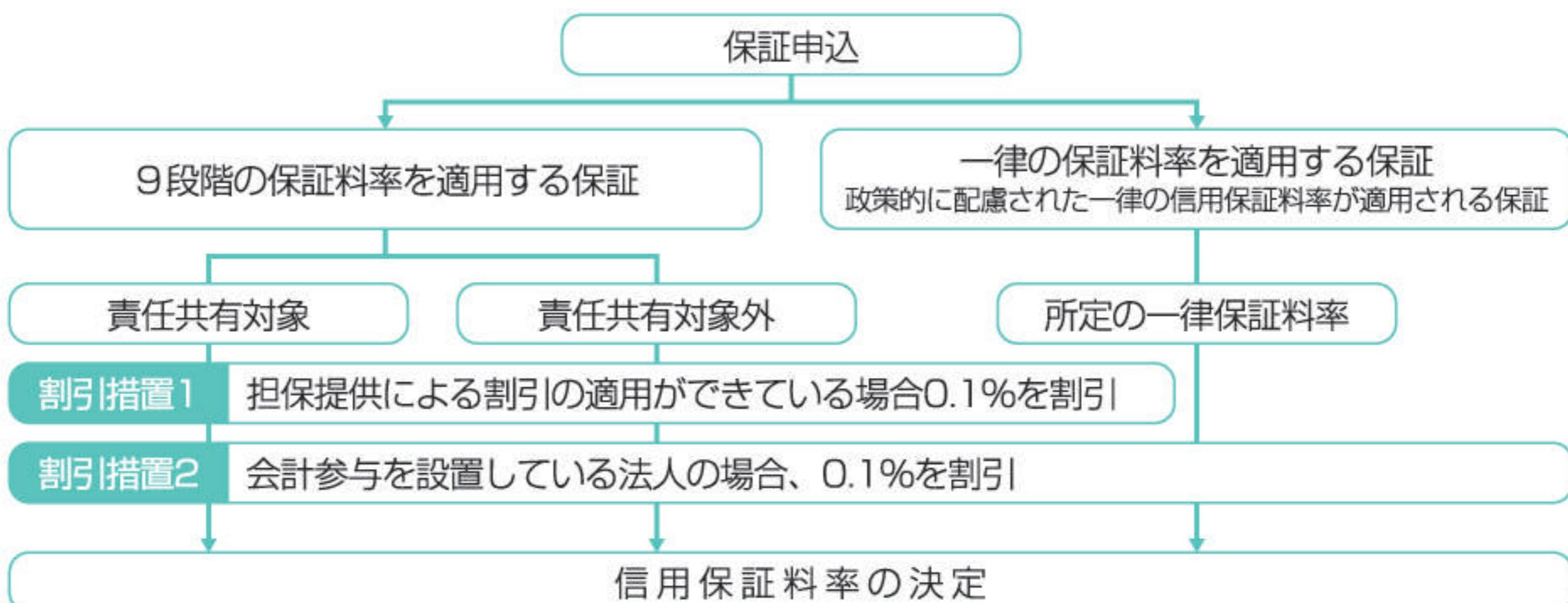
(注2) 特殊保証とは当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形・電子記録債権割引根保証のことです。

(注3) 次の①～②のいずれかに該当する場合は、区分⑤の料率が適用されます。

① 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課されていない者であって、貸借対照表および損益計算書がないもの。

② 事業開始後、最初の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がないもの。

3 保証料率決定のプロセス



4 保証料の計算

《一括返済の場合》 保証料 = 貸付金額 × 保証料率 × 保証期間(日) / 365

《均等分割返済の場合》 保証料 = 貸付金額 × 保証料率 × 保証期間(日) / 365 × 分割係数

分割係数表	返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
	~6回	0.70	0.77
	7~12回	0.65	0.72
	13~24回	0.60	0.66
	25回~	0.55	0.61

個人情報保護宣言(平成17年4月1日制定)

基本理念

山梨県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。
- 個人のデータの開示および利用目的の通知につきましては、1件につき500円をいただきます。

7 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6 7 の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧下さい。

8 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	山梨県甲府市飯田二丁目2番1号
電話番号	055(235)9708
部 署 名	総務部総務課

第6次中期事業計画(令和3年度～令和5年度)

山梨県信用保証協会は、公的な支援機関として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者への経営支援を最重要課題として取り組みます。また、金融機関や関係機関との連携により、事業承継をはじめとする、企業のライフステージに応じた総合的な支援を実施し、県内経済の早期回復と安定に貢献してまいります。

こうした観点に立ち、協会自らも、健全な業務運営の継続に努め、様々な経営リスクへの対策を講じるとともに、多様化、高度化するニーズに応えていける人材の育成に取り組み、更なる経営基盤の協会に努めてまいります。

このため、令和3年度～令和5年度までの3ヵ年における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者ならびに県内経済の早期回復に向けた取組み

感染症の影響を受け、借入が膨らみ過剰債務となった中小企業者に対して、時間的猶予を与え、この間に本業の回復支援を行うとともに、新たな分野やビジネスモデルへの転換などを通じて、財務改善に向けたサポートを実施していく。また、今まで以上に金融機関や地公体、関係機関と連携して、より効果的な経営支援を実施し、中小企業者並びに県内経済の早期回復に向けた取り組みを行っていく。

2 顧客の実情に応じた経営支援と資金繰り支援への取組み

中小企業者の様々な課題を把握し、経営改善や事業再生を着実に進めるため、これまで以上に金融機関や関係機関と連携を強化して、中小企業者の立場に立った課題解決のサポートに努める。特に先述した、本業回復に向けた支援とともに、経営者保証に関するガイドラインの活用による事業承継や事業再生支援に注力していく。

また経営支援を必要とする中小企業者に対しては、経営支援と資金繰り支援の一体的な取り組みを推進する。

更には、経営支援事例や改善好事例を情報発信するとともに、それらの取り組みを継続的に分析し、より効果的な経営支援に努める。

3 地方創生への貢献や地域経済活性化に向けた取組み

地域に根差した公的機関として、地域経済の活力ある発展に寄与するため、創業支援や事業承継等に関わる各種支援を地公体や金融機関並びに関係機関と連携・協力して地方創生に貢献する。

4 効率性を重視した求償権の管理と回収への取組み

求償権の回収を取り巻く環境は、第三者保証人の原則非徴求や経営者保証を不要とする取扱いの普及、また不動産担保に依存しない保証の浸透などにより回収は極めて厳しい状態が続いている。こうした中、求償権債務者の実情に即し、回収の最大化に着実に努めるとともに、サービサーの活用や企業再生、生活再生を考慮した効率的な回収に取り組む。

5 コンプライアンス意識とガバナンス態勢の向上

信用保証協会の公共的使命と社会的役割を果たすため、役職員のコンプライアンス意識の醸成に向けた、コンプライアンス実践プログラムの着実な実施に努めるとともに、日々の業務運営において適正な運営・管理の実施に向けてガバナンス態勢の充実を図る。

また、反社会的勢力、不正利用者に対しては、毅然たる態度で望むとともに関係機関との情報共有を図り、その排除に取り組む。

6 経営基盤の更なる強化

多様化・高度化する様々な経営支援・金融支援を踏まえ、将来にわたって中小企業や県内経済の発展に貢献していくために、経営基盤の更なる強化を図る。そのために、人材の育成に努め、また、組織として情報通信技術の活用による、業務効率を高める取り組みや事務改善を計画的に進める。

更には、災害等の様々な非常事態に迅速に対応できるよう、関係する規定の必要な見直しや継続的な周知等によりリスク管理の強化を図る。

7 広報活動の充実

必要不可欠な存在としての信用保証協会であり続けるためには、常に中小企業者に寄り添い、金融機関や関係機関と連携を密にしながら支援をしていかなければならない。中小企業者の皆さまから頼られる存在であるためには、信用保証協会の役割や身近な存在であることを広く理解していくことが必要であり、そのための広報を積極的に取り組む。

令和3年度経営計画

1. 経営方針

1 業務環境

山梨県の景気動向

令和2年度は新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）影響に左右される1年となった。緊急事態宣言下の4月から5月をボトムに経済は持ち直しの動きを見せたものの、業種間で感染症の影響度合いや回復にバラツキが表れている。製造業では、9月以降、自動車関連の生産が堅調に推移したほか、工作機械や産業機械を含む機械製造、半導体製造装置、内需関連の食料品製造業などは上向きの動きが見られている。また、非製造業では、在宅消費やリモートワーク、企業のデジタル対応等が業績にプラスの影響を与えていた一方で、対個人サービスや宿泊・飲食サービス業へのマイナスの影響は大きく、政府による「Go To キャンペーン」等の需要喚起策により、業績に持ち直しの動きが見られたものの、感染症の再拡大により、再び需要が縮小し、回復が遅れている。

今後は、有効なワクチン接種の広がりにより、感染症リスクの軽減が図られることで、経済活動の回復が期待され、また、中長期的な成長が見込まれる5Gや医療、デジタル化関連等への設備投資ニーズもあるなど、経済へのプラス要因も見られる。しかし、感染症の拡大状況によっては、更なる経済の後退も懸念されるほか、業種間で景気の動きが二分されるなど、今後の動きに注視が必要である。

2 業務運営方針

感染症により業況が悪化した中小企業者への当面の資金繰り支援については、一定の目途がついたものの、業種によっては、今後も資金不足が発生する可能性も懸念されるため、柔軟な資金繰り支援に取り組んでいく。また、借入過多の財務状況に陥った事業者が多いことから、本業の回復支援や新たなビジネスモデル確立への支援等を通して、財務改善をさせていくことが必要であり、これまで以上に金融機関や国、県ならびに市町村、関係支援機関と連携し、中小企業者に対して、業種・業態別の課題に応じた支援に取り組んでいく。更には、コロナ禍を契機に、事業承継支援の必要性が今まで以上に高まっていることから、当協会独自の経営支援メニューの活用や、金融機関や関係支援機関と連携した個々の実情に即した事業承継支援に取り組んでいく。以上のように、令和3年度は、感染症により悪化した経営環境からの脱却に向けた経営支援を最重要課題として取り組んでいく。

その他、お客様である中小企業者及び金融機関が信用保証協会を活用しやすい環境を整備し、県内経済の発展に貢献していくことが必要であることから、質の高い信用保証や効果的な経営支援が提供できる人材を育成するとともに、情報通信技術を活用した新たなサービスの提供や効果的な広報活動により、顧客の利便性と満足度の向上に努めながら、従前から取り組みを強化している地方創生に向けて、創業支援やビジネスマッチング等、地域に根差した活動にも取り組んでいく。また、求償権者の事業再生や求償権関係人の再チャレンジに向けた再生支援にも取り組んでいく。

こうした観点に立ち、様々な支援を継続的に実施していくためには、更なる経営基盤の強化にも取り組むことが重要であることから、コンプライアンスの徹底と内部統制の強化により、健全な業務運営を継続させ、地域社会からの信頼を一層強固にしていく。また、様々な経営リスクに対する対策を講じるとともに、業務効率化への取り組みを進展させていく。

2. 重点課題

1 保証部門

- ① 感染症の影響を受けた中小企業者の状況に即した支援
- ② コロナ禍からの地域経済の回復及び地方創生への取り組み

2 期中管理・経営支援部門

- ① 期中管理の強化
- ② 経営支援の充実・強化
- ③ 創業支援への取り組み
- ④ 事業承継支援への取り組み

3 回収部門

- ① 回収促進の取り組み
- ② 再生支援の取り組み
- ③ 回収業務の効率化

4 その他間接部門

- ① コンプライアンスの徹底とガバナンス態勢の強化
- ② 人材の育成
- ③ 業務効率化と経営資源の効果的な活用
- ④ リスク管理強化
- ⑤ 情報システムの安定運用と生産性・利便性向上
- ⑥ 広報活動の充実

保証承諾等の見通し

令和3年度の主要業務数値(計画)は次のとおりです。

項目	金額(百万円)	対前年度計画比(%)
保証承諾	56,000	91.1
保証債務残高	279,000	220.0
代位弁済	5,000	200.0
実際回収	850	106.3

外部評価委員会

当協会では、経営の透明性をより一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、計画の実施状況について自己評価を行うとともに、第三者機関である外部評価委員会における客観的評価を受けています。

外部評価の内容については、当協会のホームページで公表しています。

主な保証制度一覧(令和3年3月31日現在)

	特徴	保証限度額	保証期間	保証料率(年利)
協会制度	一般保証	特別の要件を定めない、一般的な事業資金需要に対応しています。	2億8,000万円 運転設備 5年 7年	0.45%~1.90%
	根保証(手形貸付・手形割引・電子記録債権割引)	反復・継続的に手形貸付、手形割引の利用が可能です。	2億8,000万円 貸付 2年 割引 1年	貸付 0.45%~1.90% 割引 0.39%~1.62%
	当座貸越根保証(貸付専用型)	当座貸越により反復・継続的な資金需要に対応しています。	2億8,000万円 1年もしくは2年	0.39%~1.62%
	事業者カードローン	カードを用い、CDやATMを通じ簡単な手続きで反復・継続的な資金需要に対応しています。	2,000万円 1年もしくは2年	0.39%~1.62%
	経営力強化保証	事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る制度です。信用保証料率の割引もあります。	2億8,000万円 運転設備 5年 7年 借換資金10年	0.45%~2.00%
	財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業者の積極的な設備投資及び事業拡大を支援します。	2億8,000万円 運転設備 7年 10年	0.45%~1.90%
	セーフティネット保証(経営安定関連保証)	災害、全国的な不況業種などの理由により、経営の安定に支障をきしている企業者を支援する制度です。	2億8,000万円 (別枠) 10年	1~4号、6号 0.90% 5号 0.80% 7~8号 0.75%
	危機関連保証	金融秩序の混乱が突然に生じた際に発動し、売上高等が減少している事業者を支援する制度です。	2億8,000万円 (別枠) 10年	0.80%
	流動資産担保融資保証(ABL保証)	売掛債権や棚卸資産を活用した資金調達が可能な制度です。	2億円(別枠) (保証割合は80%) 1年	0.68%
	事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート)	特定の経営改善事業再生実施に必要な資金について行う保証を行う制度です。	2億8,000万円 (別枠) 15年	0.80%
個人制度	あんしん8000	極度額の範囲内で事業資金が調達できるため、急な資金需要の発生に備えることができる制度です。	8,000万円 (自己資本比率が10%以上20%未満の場合、5千万円まで) 1年もしくは2年	0.39%~1.62%
	あんしんプライム		2億円 1年もしくは2年	0.39%~1.62%
	ベンリー500	申込要件を事業者カードローンよりも緩和した制度で、カードを用いた簡易的な手続きにより反復・継続的な資金需要に対応することができる制度です。	500万円 1年もしくは2年	0.39%~1.62%
	創業応援保証エール	事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始する方もしくは事業開始後、5年を経過していない事業者が活用できる制度です。	3,500万円 運転設備 7年 10年	0.60%もしくは0.80%
	創業応援保証エール・ウーマン	女性創業者の方を対象に、事業の発展や女性の活躍を促進することを目的とした制度です。	500万円 運転設備 7年 10年	0.50%
融資制度	創業保証ステップ	創業後5年未満の創業期にある事業者の方がご利用できる制度です。	3,500万円 10年	0.60%もしくは0.80%

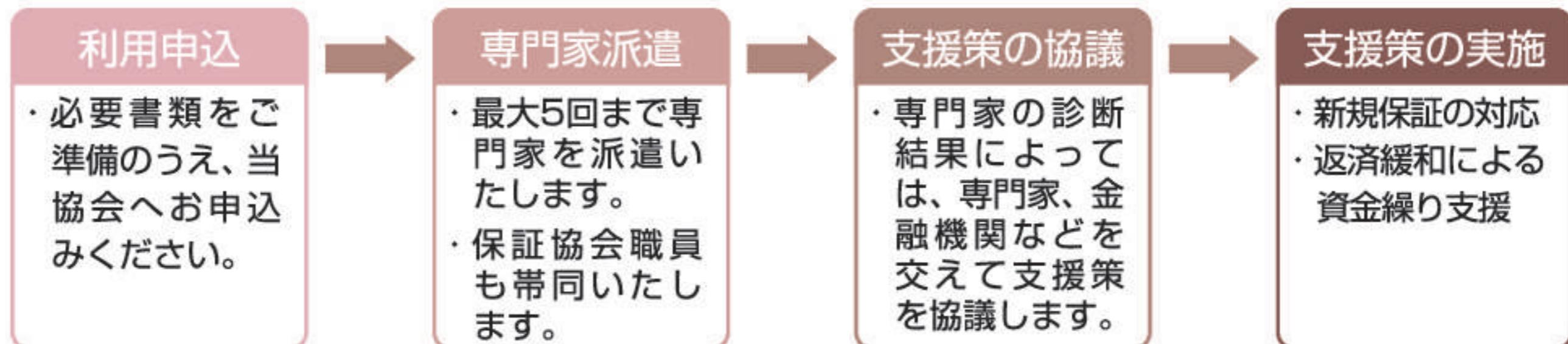
	特徴	保証限度額	保証期間	保証料率(年利)
協会制度	特定社債保証 中小企業の資金調達手段の多様化を図るため、発行する社債(私募債)について保証を行う制度です。	4億5,000万円 (別枠) (保証割合は80%)	7年	0.45%~1.90%
	SDGs社債保証 SDGsに貢献する取組みを行う中小企業が発行する社債の保証を行うことで、長期で安定的な事業資金の調達を支援する制度です。	4億5,000万円 (別枠) (保証割合は80%)	7年	0.35%~1.80%
	地方創生支援保証 ネクスト 一定の地方創生要件を満たしている企業を支援する制度で、長期資金の確保が可能であり信用保証料率の割引もあります。	2億8,000万円	運転10年 設備15年	0.35%~1.80%
	借換保証 おまとめロング 当初の約定どおりに返済している既存保証を長期の保証期間で借り換えることで、返済負担の軽減を図ることができる制度です。	2億8,000万円	分割返済15年 一括返済1年	0.45%~1.90%
	短期継続支援保証 リピートネオ 金融機関と連携し、決算期ごとの経営状態を把握するとともに、擬似資本的な資金で継続支援する制度です。	2億8,000万円	1年	0.45%~1.90%
	設備投資保証 長期的展望に立った設備投資に係る資金を供給することにより、企業の生産性向上を支援する制度です。	2億8,000万円	20年	0.45%~1.90%
	事業承継特別保証 事業承継を予定及び実施した法人を対象に、一定の要件等を満たすことで経営者保証不要や信用保証料の割引を受けることができる制度です。	2億8,000万円	分割返済10年 一括返済1年	0.20%~1.90%

	特徴	保証限度額	保証期間	保証料率(年利)
県制度	事業促進融資 企業体質の強化、経営拡大のために資金が必要な企業が対象の制度です。	運転2,000万円 設備5,000万円	運転5年 設備7年	0.45%~1.90%
	小規模企業サポート融資 無担保・無保証人の小規模企業者が対象の制度です。	2,000万円	運転7年 設備10年	0.50%~2.20% (県の補助1/2有)
	起業家支援融資 これから起業する方、開業5年未満の方が対象の制度です。	3,500万円	10年	0.60% or 0.90% (場合により、県の補助1/2有)
	事業承継支援融資 事業承継の際に必要となる資金が対象となる制度です。	運転5,000万円 設備1億円	運転5年 設備10年	0.25%~1.90% (県の補助1/2有)
	新分野進出支援融資 業種転換、経営の多角化、新製品の研究開発を行う企業が対象の制度です。	運転3,000万円 設備8,000万円	運転5年 設備7年	0.30%~1.90% (県の補助1/2有)
	連鎖倒産防止関係 取引先の倒産などにより売掛金の回収が困難な企業に対して、資金繰りの円滑化を図る制度です。	8,000万円	10年	0.45%~1.90%
	不況業種対策関係 国が指定する不況業種で売上が減少している企業が対象の制度です。	5,000万円	10年	0.80%
	経営環境変動対策関係 売上の減少等により業況の減少が見込まれる企業が対象の制度です。	5,000万円	10年	0.45%~1.90%
	経済危機・災害復旧関係 災害等の影響により売上の減少が見込まれる企業が対象の制度です。	5,000万円	10年	0.80% or 0.90%
	新型コロナウイルス感染症対策関係 新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援する制度です。	6,000万円	10年	0.85%~1.05% (国・県の全額補助有)

経営支援のご案内

外部専門家派遣

当協会では、中小企業診断士や公認会計士の専門家を5回まで無料で派遣できる「専門家派遣サポート事業」を行っております。創業から事業拡大や経営改善、事業承継まであらゆる経営課題の解決に向けて、当協会がサポートしております。



ご利用いただいたお客様の声

・先生のアドバイスで会社の強みが理解できた。今後は会社の強みを活かした事業展開を進めていきたい。

・創業支援をしていただきました。近隣競合店の調査をもとにしたアドバイスが他店との差別化を図るのに役立ちました。

経営サポート会議

複数の取引金融機関が一堂に会し、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営改善や事業再生に向けた意見交換や助言、金融支援策の協議を行うほか、作成された経営計画などの発表の場として、金融支援策の目線合わせを行うことができるなど、早期の経営支援を受けることが可能です。



経営改善計画策定費用の補助

経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者の皆さまが、認定支援機関の助言と金融機関と連携を図る中で策定する経営改善計画の策定費用について、事業者負担額の半額を補助する事業を行っております。

ビジネスマッチング出展に係る出展費用の補助

ビジネスマッチング出展に必要な出展料の一部補助を行っております。

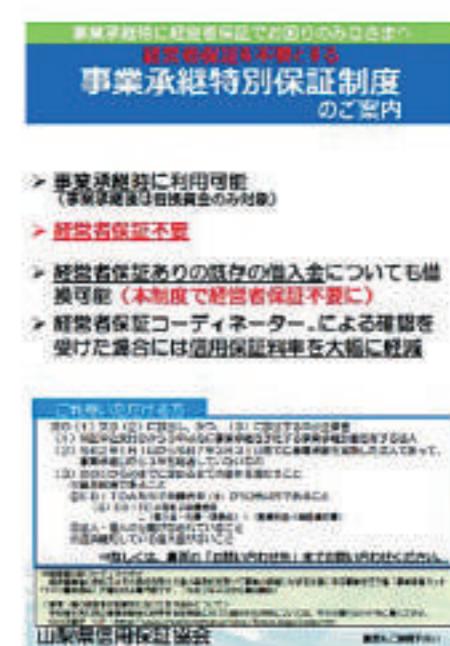
令和2年度の主な取組み

新たな保証制度の創設

事業承継特別保証制度

取扱開始日：令和2年4月1日

事業承継を予定する法人及び一定期間内に事業承継を実施した法人について、一定の要件を満たせば、経営者を含めて保証人を徴求しない取扱とすることで、事業承継を促進するために創設した保証制度です。



経営承継借換関連保証制度

取扱開始日：令和2年10月1日

事業承継を予定する法人で、一定の要件を満たし、経済産業大臣の認定を受ければ、経営者を含めて保証人を徴求しない取扱とすることで、事業承継を促進するために創設した保証制度です。

SDGs社債保証

取扱開始日：令和3年3月1日

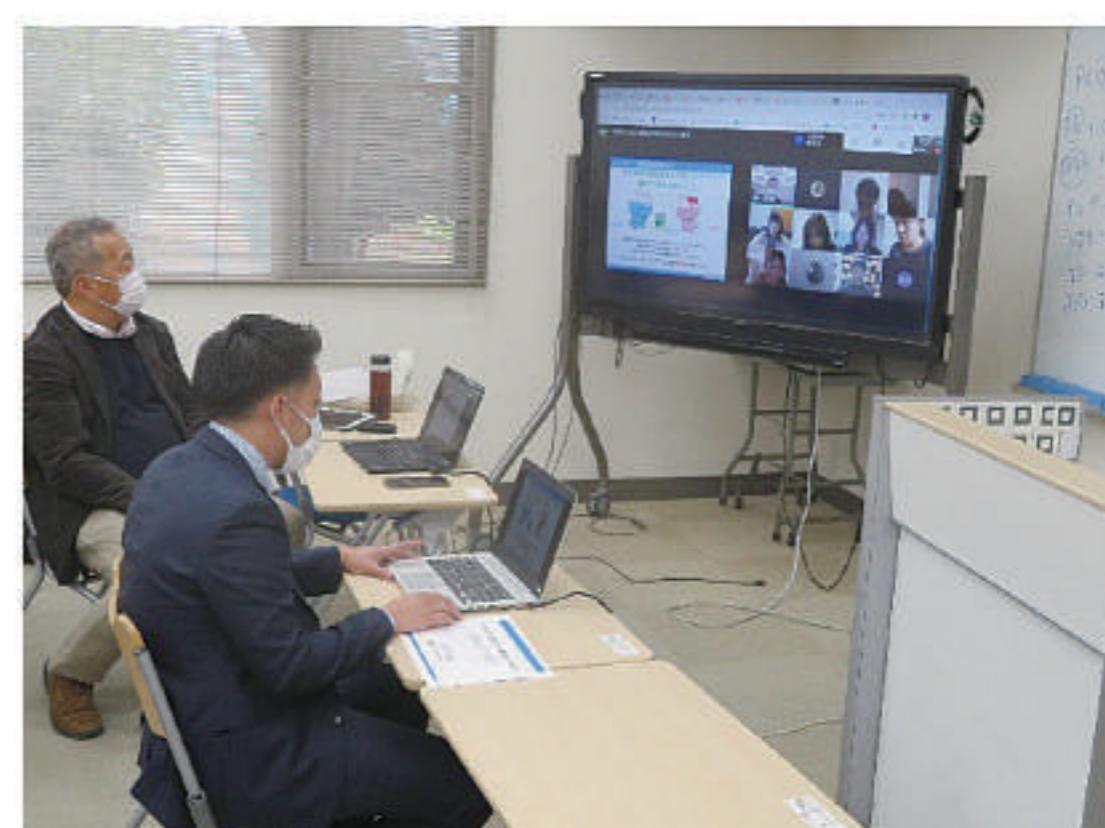
SDGs(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)に貢献する取り組みを行う中小企業者の事業発展に資するため、社債発行による長期・安定的な事業資金を供給することを目的とした保証制度です。

地方創生に向けた取組み

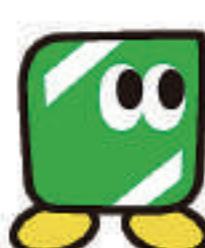
山梨県立大学で学生向けにオンライン形式の講義を行いました

令和2年11月27日(金)に山梨県立大学「中小企業論」にて、「中小企業金融と信用保証協会の役割」について学生向けの講義を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により例年とは違ったオンライン形式での授業となりましたが、約50名の学生皆さんに受講していただきました。

信用保証協会の概要や中小企業の現状や特徴、信用保証協会と経済情勢との関わりについて、営業統括課の職員2名が講義を行いました。タイムリーな話題として、新型コロナウイルス感染症が経済や中小企業に大きく影響を与えていることもお話し下さいましたので、学生の皆さんにも中小企業金融を身近なこととして感じていただけたかと思います。



中小企業にとっての金融、資金調達方法や信用保証協会の役割等について講義し、学生の皆さんに中小企業に対する理解を深めてもらうよう講義を行いました。



創業フォローアップセミナーを開催いたしました

令和3年3月3日、飲食業を営む創業5年未満の事業者を対象に創業フォローアップセミナーを開催いたしました。

「コロナ禍におけるこれからの経営について」をテーマに、ITO中小企業経営研究所・伊藤文仁様を講師に迎え、コロナ禍において飲食店経営に必要な知識を実際の事例を交えながら学んでいきました。

当日は感染防止の観点から参加者を少人数とし、参加者同士が十分な距離をとる中で講義が行われました。コロナ禍で変化しているニーズへの対応やコロナ禍でオープンした飲食店の事例の紹介などをお話しいただき、事業者にとって、アフターコロナに向けた経営の見直しを行うきっかけとなるセミナーでした。



ガバナンス強化や職員の資質向上に向けた協会内部の取組み

「情報セキュリティ研修」を実施しました

令和2年11月18日～20日に、情報セキュリティ研修を実施いたしました。

IT技術の進歩により、管理する情報資産やそこに介入するリスクも多岐に渡っております。

社会的責任および公共的使命から、当協会が保有する情報資産を様々な脅威から適切に保護することが求められていることから、より厳正な管理体制並びに情報システムの円滑な稼動体制を維持していくことが必要となります。当協会の「情報セキュリティポリシー」では、情報セキュリティ管理態勢の強化・確立に向け、役職員が遵守すべきものを明確に定めております。

本研修では、協会内の情報セキュリティを維持するために各自が責任を持って守るべきルールの周知徹底を図りました。今後も、情報セキュリティの重要性を認識したうえで、業務を行ってまいります。



コンプライアンス研修「不祥事・不正の防止について」を実施しました

健全な経営活動を行う上では、継続的にコンプライアンスを学び、実践していくことが重要になります。

今年度は、令和3年1月19日～20日に「不祥事・不正の防止」をテーマに、コンプライアンス研修を実施いたしました。研修では、着服・書類偽造・不正請求・情報漏えいの4つの事例から、未然防止に対する認識向上や問題を悪化させないポイントを学びました。職員1人1人が日頃の業務を振り返り、各自で不正が起こりうる業務や行動について考え、問題点や課題、今後の取り組みを検討しました。

また、本研修で出た意見を基にし、後日、幹部職員を対象に、不祥事・不正を減らすための具体的な対応策や管理体制について、意見交換型の研修を行いました。

今後も不祥事・不正を起こさないための仕組み・環境づくり、個人の意識向上に努め、揺るぎない社会的信頼の確立を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症に対する取組み

感染症を巡る動き

令和2年1月29日	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置
令和2年3月2日	新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証4号が全国を対象に指定される 一部の山梨県制度融資において、県が1/2の信用保証料補助を開始
令和2年3月7日	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の休日対応開始
令和2年3月13日	新型コロナウイルス感染症が危機関連保証の事由に指定される
令和2年4月16日	新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令され、山梨県が指定区域に入る
令和2年5月1日	経営安定関連保証5号の指定業種が全業種に拡大される 山梨県新型コロナウイルス感染症対策融資の創設 保証限度額 3,000万円
令和2年5月14日	緊急事態宣言の区域が変更され、山梨県が指定区域から外れる
令和2年7月6日	山梨県新型コロナウイルス感染症対策融資の保証限度額変更 3,000万円 → 4,000万円
令和3年2月1日	山梨県新型コロナウイルス感染症対策融資の保証限度額変更 4,000万円 → 6,000万円
令和3年3月31日	山梨県新型コロナウイルス感染症対策融資の保証申込受付終了

※一部市町村においても、山梨県制度融資への信用保証料補助や、コロナ関連特別貸付が創設されております。

令和2年度の主な取組み

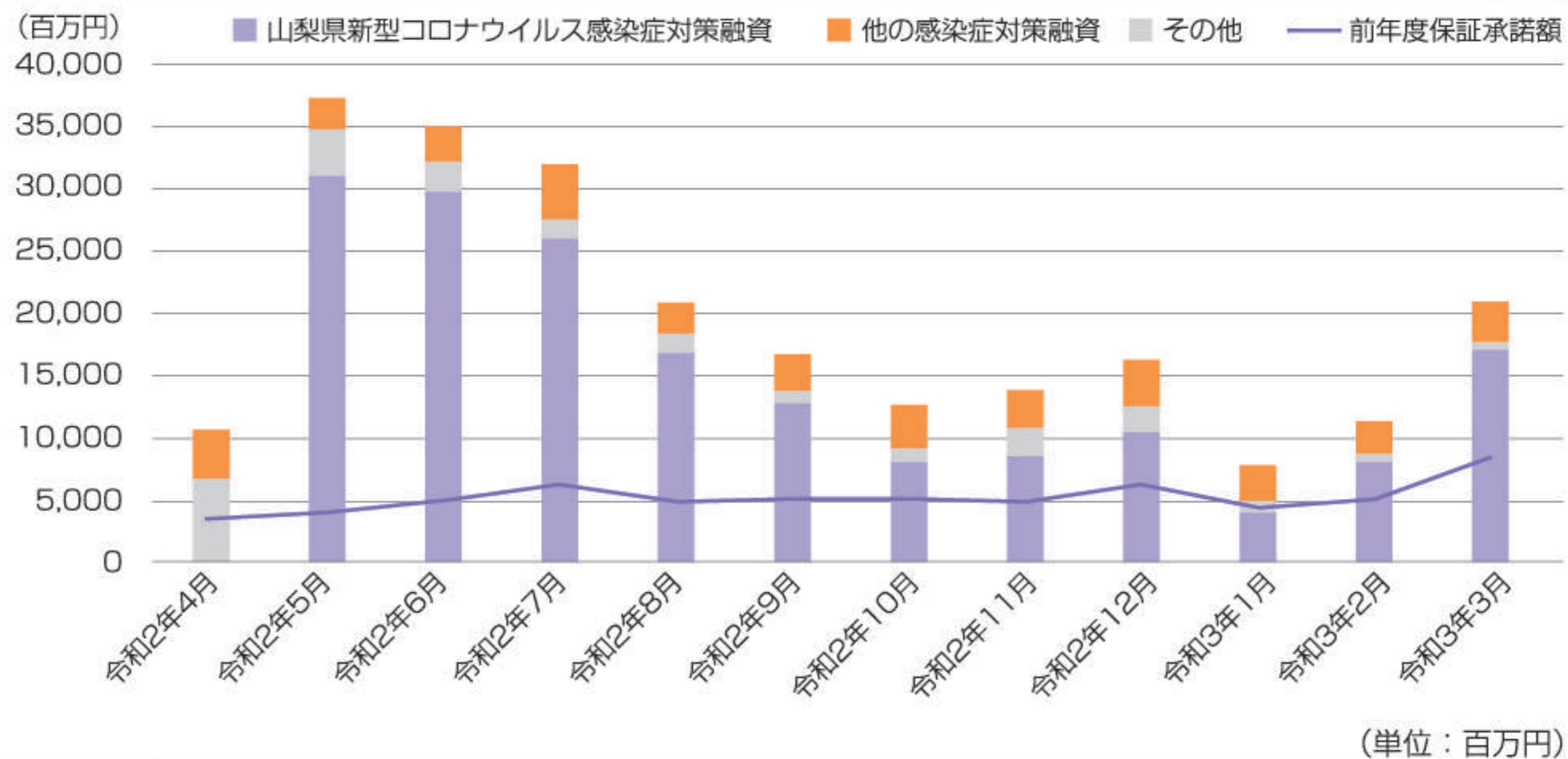
新型コロナウイルス感染症に対する取組み

主な感染症対策

令和2年2月	職員に対し、検温実施、マスク着用を義務付け 職員に感染症感染の疑いがある場合の対応方法を作成 事務所出入り口等へのアルコール消毒の設置
令和2年5月	職場内での感染症発生時の保証業務の対応マニュアルを作成 緊急連絡網による大型連休中の職員の体調確認を実施 保証申込増加に対応するため、本店営業部へ職員を増員 緊急事態宣言解除後の職員の心構え・行動について注意喚起 接客カウンター、相談室等への飛沫感染防止板の設置
令和2年7月	本店営業部をスプリット体制とする
令和2年8月	業務デスクへの飛沫感染防止板の設置
令和2年12月	年末年始休暇の行動について職員へ注意喚起

新型コロナウイルス感染症対策関係保証の承諾実績

月別保証承諾の推移



月	保証承諾				山梨県 新型コロナウイルス 感染症対策融資		他の感染症対策融資	
	件数	金額	対前年比		件数	金額	件数	金額
			件数	金額				
令和2年4月	834	10,772	197.6%	295.3%	—	—	470	6,843
5月	2,278	37,461	522.5%	897.3%	1,893	31,179	120	3,740
6月	2,352	35,196	491.0%	694.6%	2,032	29,896	79	2,424
7月	1,836	32,119	323.8%	508.9%	1,504	26,155	52	1,510
8月	1,332	20,978	288.9%	422.0%	1,082	16,932	60	1,573
9月	1,159	16,854	254.2%	325.2%	878	12,899	37	999
10月	848	12,758	195.4%	248.7%	578	8,185	37	1,115
11月	1,003	13,944	244.6%	279.3%	656	8,635	74	2,320
12月	1,250	16,409	237.6%	263.8%	870	10,595	74	2,130
令和3年1月	590	7,931	154.9%	174.1%	359	4,131	31	928
2月	782	11,450	193.1%	222.0%	541	8,183	26	668
3月	1,257	21,088	189.9%	246.6%	934	17,206	29	635
合計	15,521	236,960	275.2%	370.5%	11,327	173,997	1,089	24,883

「コロナ禍における事業環境の変化に関するお客様アンケート調査」を実施

当協会では、ご利用いただいている中小企業・小規模事業者の皆様の要望や現状の課題を直接把握することにより、今後の保証業務および広報業務へ反映し、協会業務基盤の充実を図っていくことを目的としたアンケート調査を実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が及ぼした事業環境への影響を把握し、中小企業・小規模事業者の皆さまが必要とする経営支援策を検討するため、調査を実施いたしました。

アンケート調査概要

【テーマ】 コロナ禍における事業環境の変化

【調査期間】 令和2年10月9日～23日

【調査方法】 郵送によるアンケートの送付・回答

【調査対象】 当協会をご利用いただいている事業者から、2,000事業者を抽出

【回答数】 780事業者(回答率39.0%)

- 【調査結果】**
- 新型コロナウイルス感染症により74.9%の事業者がマイナスの影響を受けている。その影響は、業歴が長く、小規模な事業者ほど顕著に表れている。
 - 業種別では宿泊業・飲食業にその影響が大きく、資金繰りも逼迫している状況であった。
 - また、業歴が長い企業ほど、「何をしていいか分からない」と答える企業も多く、何もできないまま、廃業といったケースも懸念される。
 - 今後必要となるビジネスモデルの変革には、新商品開発や新サービスの提供があげられ、そこでは、資金繰り支援のほか、人材育成、WEB等を活用した販売促進支援、取引拡大支援等、総合的な経営支援が求められている。

今回のアンケートでは、業種・業態ごとに課題や経営への影響度合いは様々であることが窺え、業種や業態の転換や、新たな手法での事業展開を必要と考えている中小企業・小規模事業者も多い結果となりました。

当協会では、中小企業・小規模事業者の本業回復に向けた経営支援が重要であると捉え、それぞれの企業の個々の強みを活かした経営支援の実現に向けて、関係機関との連携を強化し、サポートして参ります。



広報活動

イメージキャラクター

富士山と甲斐犬をもとに生まれたシンくんとヨウちゃん。当協会のロゴから生まれたタモツさん。様々な広報の場面で活用し、信用保証協会の周知に努めています。



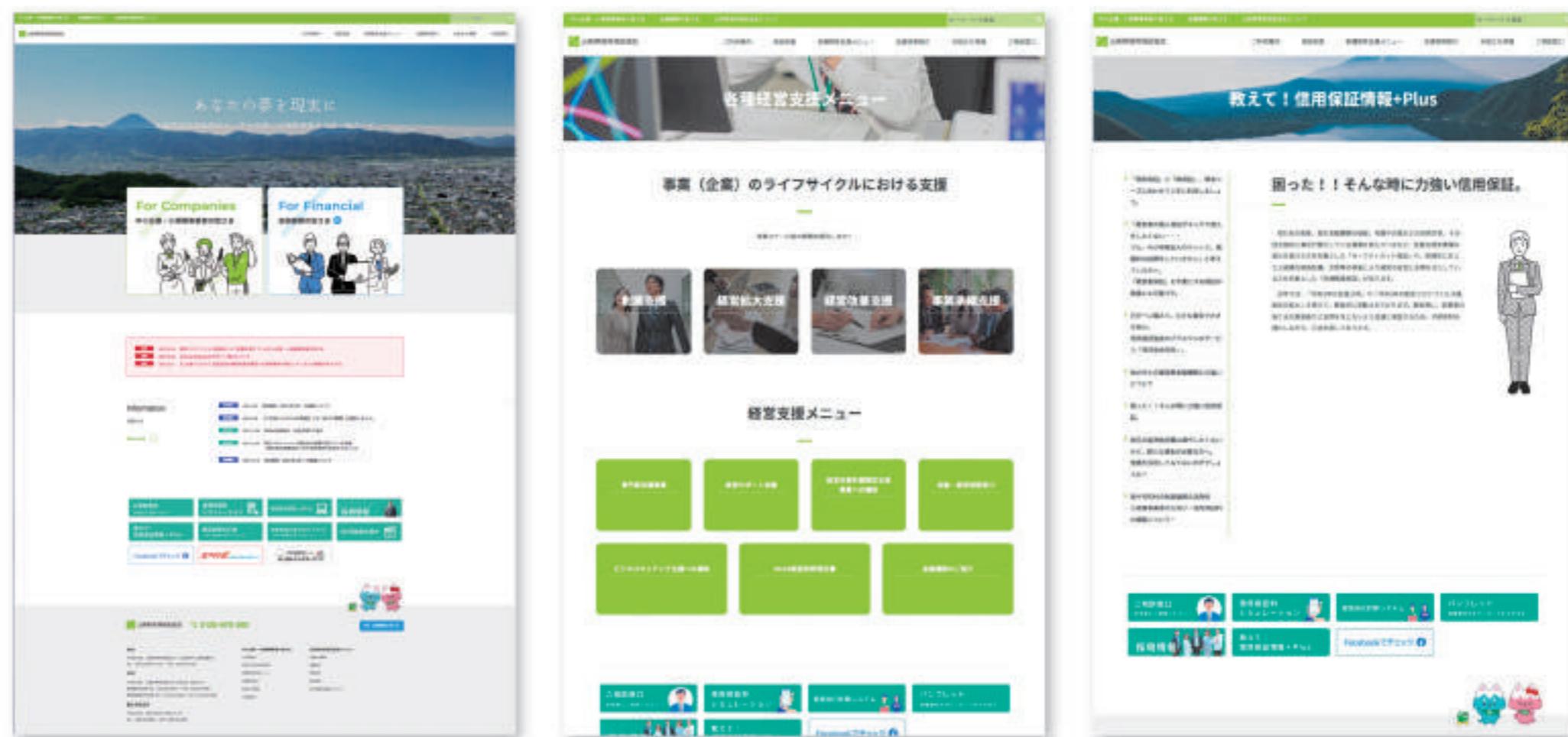
ホームページ

より多くの方に「信用保証」について理解を深めていただくため、ホームページを開設しています。

令和2年8月からは、より利便性が高まる情報の提供やアクセシビリティを意識し、ホームページの全面リニューアルに取り組みました。(令和3年4月リニューアル公開)

事業者向けページでは目的の保証制度へスムーズに辿り着けるようデザインを見直し、事業者のモデルケースに応じた経営支援施策や実際に当協会が携わった経営支援事例を掲載しています。

金融機関向けページでは、保証申込時の留意点や様式集ダウンロード、保証協会の活用方法等を掲載しています。

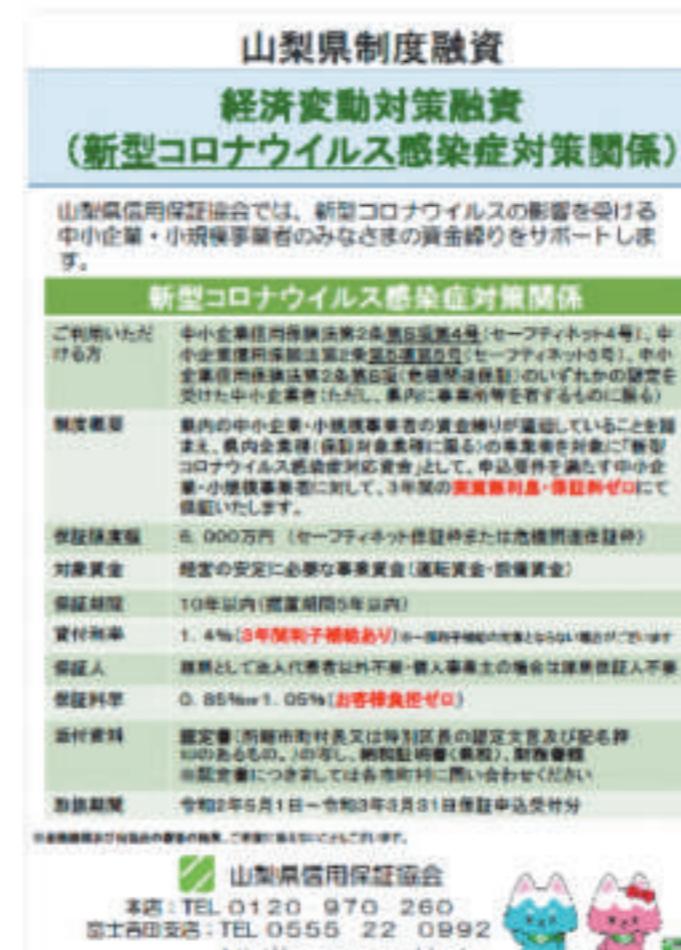


ポスター・パンフレット

ポスター、パンフレットを作成し、当協会をより多くの方に知っていただくとともに、保証推進や保証制度のご案内を行っています。



ポスター



パンフレット



保証四季報

当協会の情報を四半期ごとに機関誌にまとめております。各種データや活動内容等、写真を交えて分かりやすく掲載しております。



信用保証ハンドブック・創業応援ハンドブック

当協会の保証業務を分かりやすくまとめた信用保証ハンドブックおよび創業に対する様々な疑問や悩み等を解決する創業応援ハンドブックを作成し、保証利用の推進を図っています。



金融機関若手職員向け冊子「YAMANASHI GUARANTEE PASSPORT」

主に各金融機関の若手職員研修用の資料として活用していただくためにマンガやイラスト入りで、保証申込について解説した冊子を作成しています。



ラジオCM・テレビCM

ラジオCMやテレビCMを活用した広報活動に取り組んでおります。

Facebook

当協会の情報や各種支援情報の発信をしております。

広告掲載

関係機関誌などに広告を掲載しています。

コロナウイルス感染症により影響を受けている 中小企業・小規模事業者の皆さま
国の特別な保証制度をご利用下さい。
県や市町村のコロナ関連の制度融資を利用することで、
保証料の補助が受けられます。
※売上高の減少率などにより、補助や補給が受けられない場合があります。

山梨県信用保証協会は、地域の金融機関と協力しながら、事業者の皆さまの資金繰り支援に努めています。
詳しくは、当協会またはお近くの金融機関までお問い合わせください。
また、当協会のホームページでも詳細を確認することができます。

山梨を支える企業とともに
山梨県信用保証協会
フリーダイヤル 0120-970-260

シンくん ヨウちゃん
タモツくん
Homepage Facebook



パブリシティ活動

新聞やテレビ、ラジオを活用したパブリシティ活動を積極的に行っております。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている
中小企業・小規模事業者の皆さま

国の特別な保証制度をご利用できます。

県や市町村の制度融資を利用することで、
保証料の全額補助や**利子補給**を受けられる場合があります。

山梨県信用保証協会は、地域の金融機関と協力しながら、
事業者の皆さまの資金繰り支援に努めています。

詳しくは、当協会またはお近くの金融機関までお問い合わせください。
また、当協会のホームページでも詳細を確認することができます。

山梨を支える企業とともに
山梨県信用保証協会
0120-970-260



令和2年5月11日 山梨日日新聞

令和2年度事業報告

事業概況

令和2年度業務計画

(単位：百万円)

保証承諾額	61,500
保証債務残高	126,800
代位弁済額	2,500
回収額	800

実績

(単位：件、百万円)

項目	年 度	令和元年度	令和2年度	対前年度比	
				増 減	比 率
保証承諾	件数	5,639	15,511	9,872	275.1%
	金額	63,962	236,962	173,000	370.5%
保証債務残高	件数	15,785	23,092	7,307	146.3%
	金額	128,652	281,974	153,322	219.2%
代位弁済	件数	230	103	△127	44.8%
	金額	1,909	770	△1,139	40.4%
求償権回収	金額	828	874	46	105.7%

1 保証承諾・保証債務残高

保証承諾は、15,511件、236,962百万円で、前年度と比べ、件数で9,872件（175.1%）の増加、金額で173,000百万円（270.5%）の増加となりました。

期末における保証債務残高は、23,092件、281,974百万円となり、前年度と比べ、件数で7,307件（46.3%）の増加、金額で153,322百万円（119.2%）の増加となりました。

1件あたりの保証承諾額は、15,277千円で前年度と比べ3,934千円増加し、1件あたりの保証債務残高は、12,211千円で前年度と比べ4,061千円増加となりました。

2 代位弁済

代位弁済は、103件、770百万円となり、前年度と比べ件数で127件（55.2%）減少し、金額で1,139百万円（59.6%）の減少となりました。

代位弁済率は0.34%となり、前年度と比べ1.17ポイント減少し、全国平均の代位弁済率0.69%を0.35ポイント下回ることとなりました。

3 回 収

対債務者求償権の回収は、非常に厳しい回収環境の中、地道な回収努力を行い、168件、874百万円となり、前年度実績を46百万円（105.7%）上回りました。

なお、期末対債務者求償権は、6,808件、54,591百万円となりました。

4 基本財産

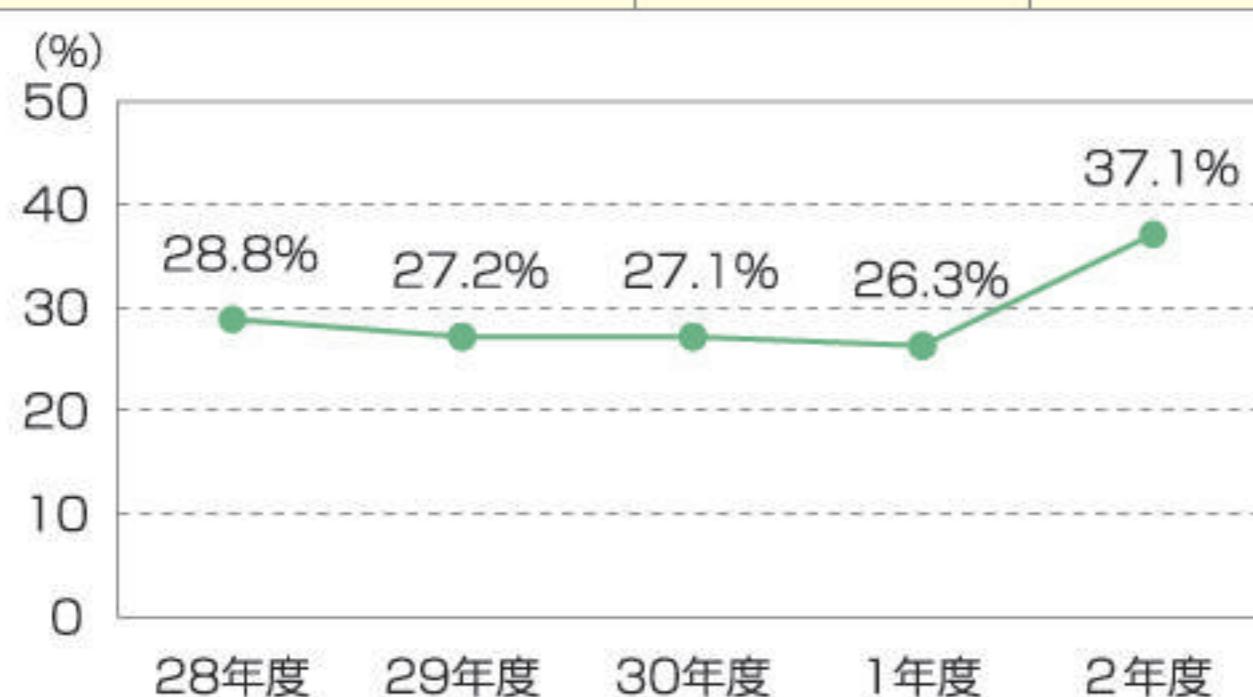
経常収支差額と経常外収支差額の合計額が△166百万円となり、収支差額変動準備金を同額取崩すことにより、収支の均衡を図りました。これにより、期末基本財産の額は、12,282百万円で、前年度と変動はありませんでした。

保証の利用度

令和2年度末において、11,366 企業の皆さんに当協会の信用保証をご利用いただいており、県内の中小企業総数に対する利用割合は 37.1%になります。今後さらに多くの皆さんにご利用いただけるよう、保証推進に努めてまいります。

保証利用の推移

	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度
保証利用企業者数	9,352	8,827	8,322	8,065	11,366
保証利用度	28.8%	27.2%	27.1%	26.3%	37.1%



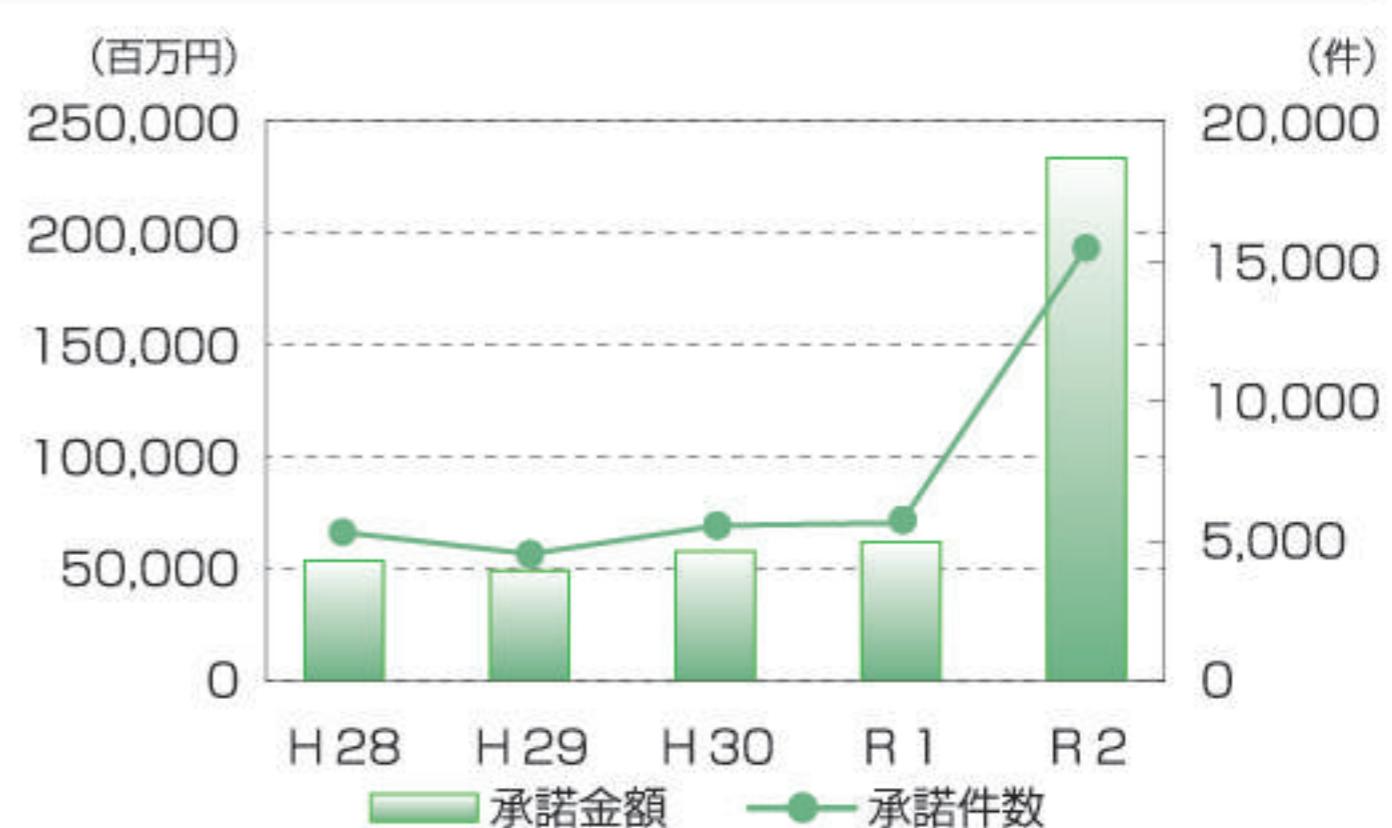
$$\text{保証利用度} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県内中小企業者数(※)}} \times 100$$

※県内中小企業者数は山梨県内の中小企業・小規模事業者から保証対象外である農業・林業・水産業を営む事業者を除いています。

保証の状況

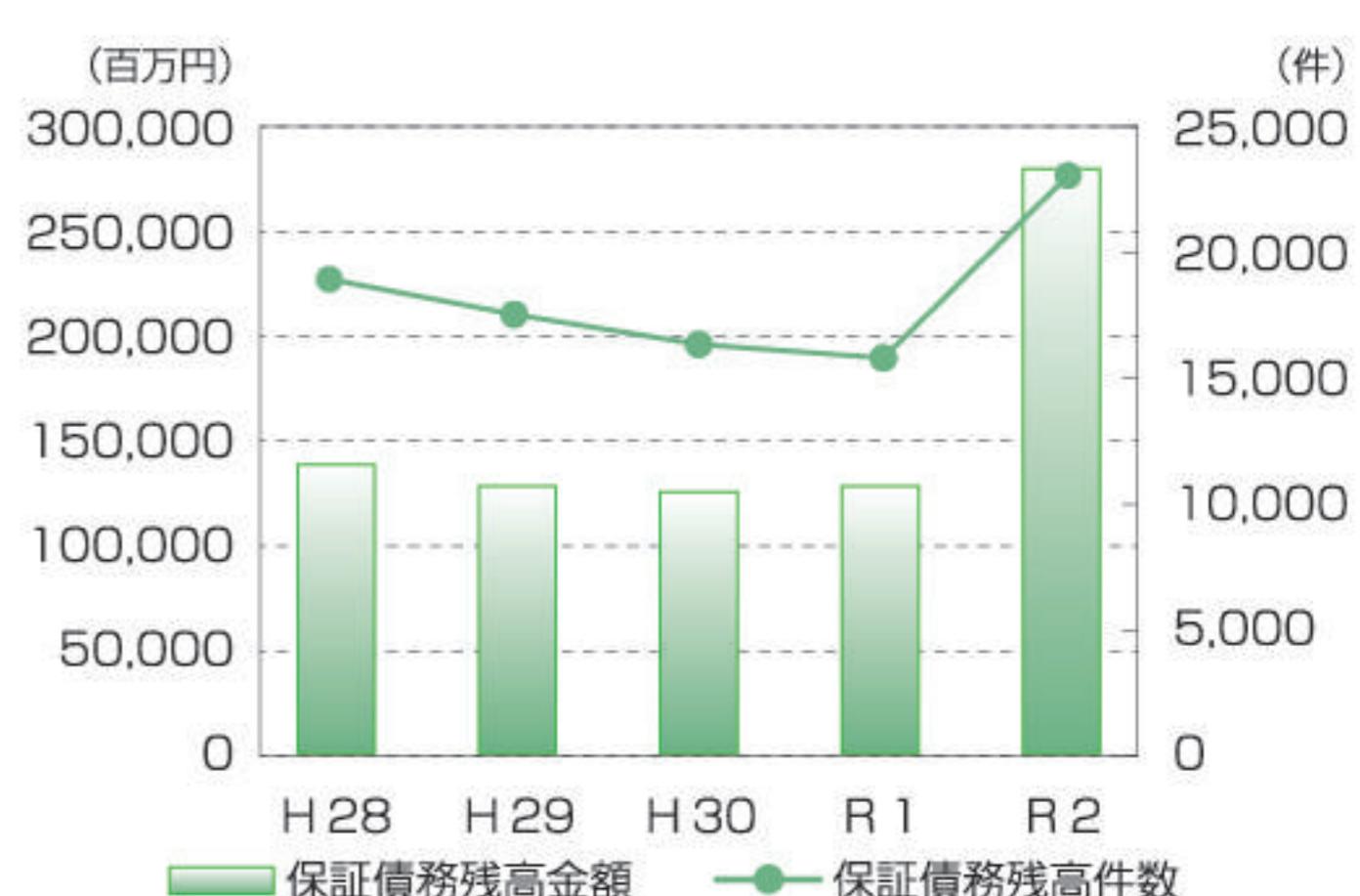
年度別保証承諾

	件 数	金 額	前年度比
			(単位：件、百万円)
28年度	5,302	55,385	103.5%
29年度	4,515	49,640	89.6%
30年度	5,526	59,544	120.0%
1年度	5,639	63,962	107.4%
2年度	15,511	236,962	370.5%



年度別保証債務残高

	件 数	金 額	前年度比
			(単位：件、百万円)
28年度	18,952	139,097	94.5%
29年度	17,505	128,478	92.4%
30年度	16,333	126,318	98.3%
1年度	15,785	128,652	101.8%
2年度	23,092	281,974	219.2%

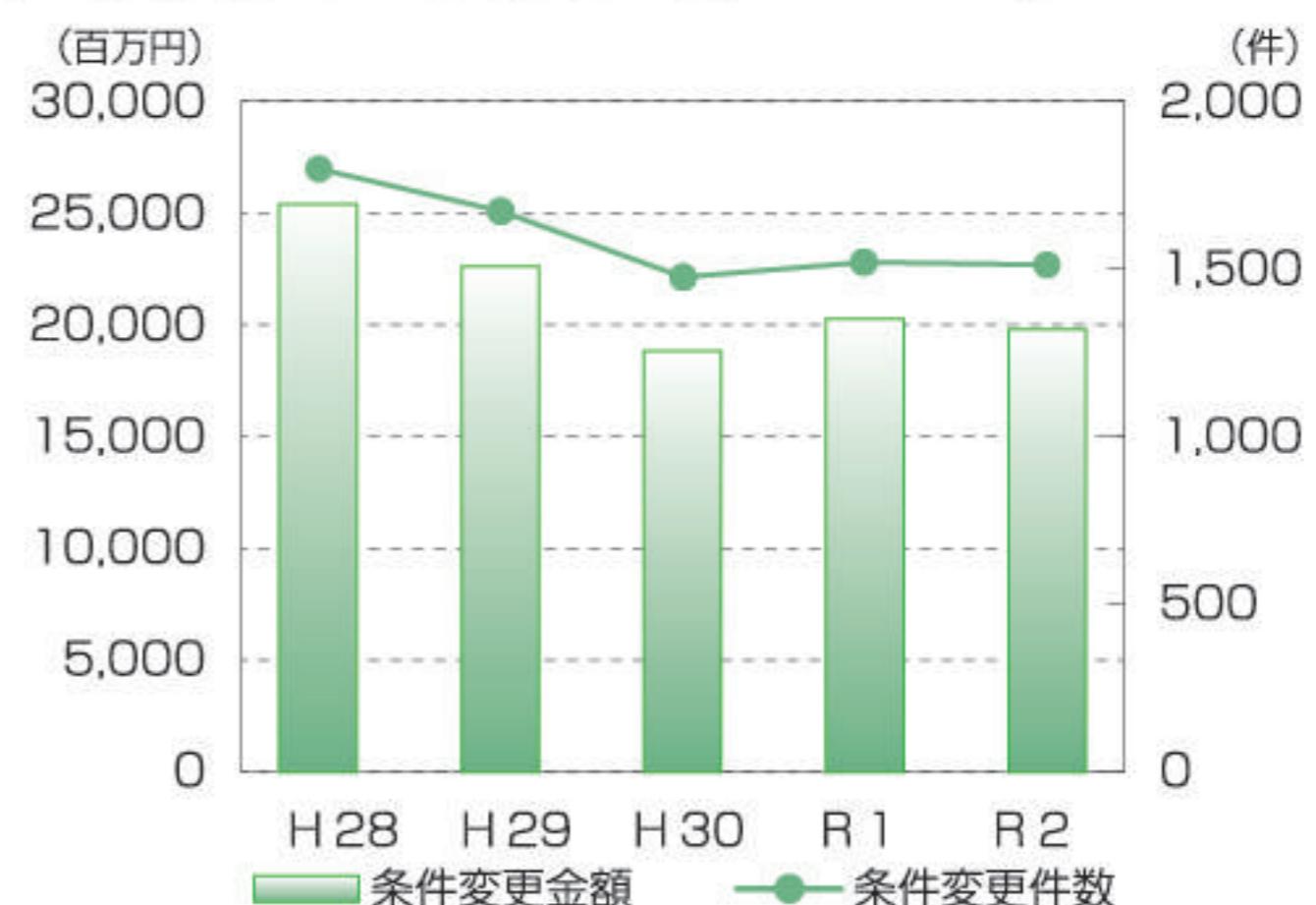


条件変更の状況

当協会では、金融機関との連携を強化する中、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取組み、資金繰り円滑化に積極的に対応しています。

年度別条件変更実績（期間延長・返済方法の変更に係るもの）

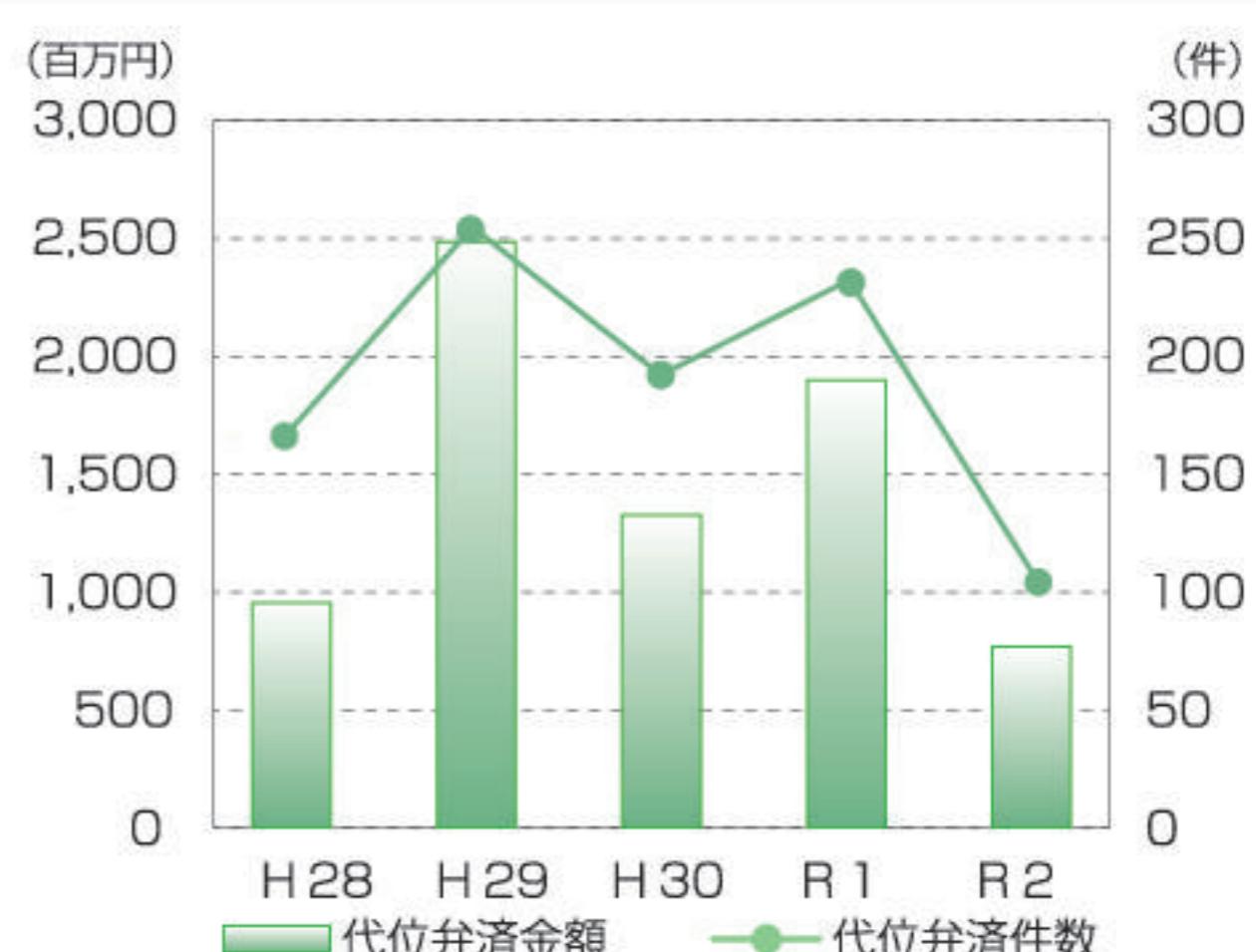
	件 数	金 額	前年度比
28年度	1,786	25,726	95.6%
29年度	1,658	22,502	87.5%
30年度	1,462	18,871	83.9%
1年度	1,506	20,518	108.7%
2年度	1,497	20,063	97.8%



代位弁済の状況

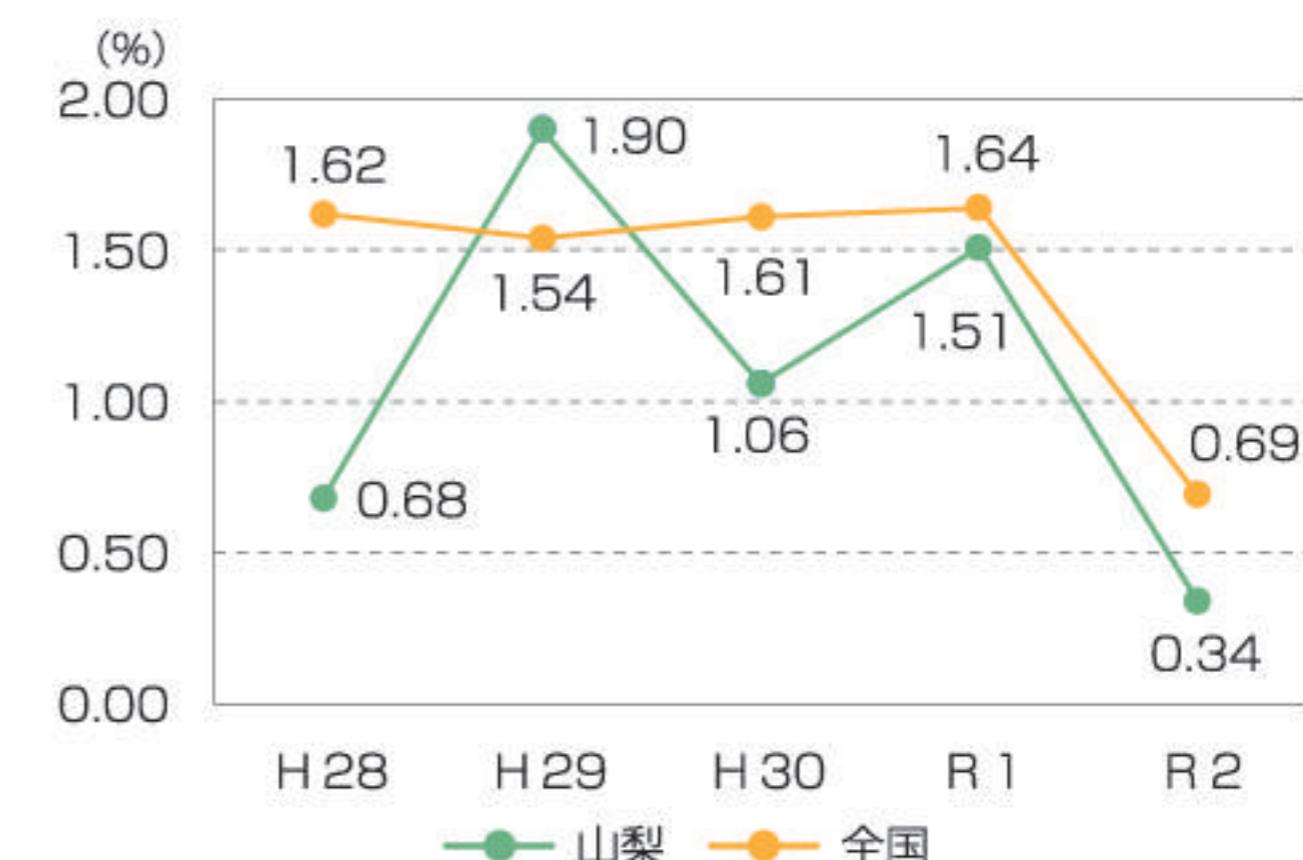
年度別代位弁済

	件 数	金 額	前年度比
28年度	164	964	37.6%
29年度	252	2,497	259.0%
30年度	190	1,338	53.6%
1年度	230	1,909	142.7%
2年度	103	770	40.4%



年度別代位弁済率

	山 梨	全 国	(単位 : %)
28年度	0.68	1.62	
29年度	1.90	1.54	
30年度	1.06	1.61	
1年度	1.51	1.64	
2年度	0.34	0.69	



注) 代位弁済率=年度中代位弁済額/年度中保証債務平均残高

金融機関別の状況

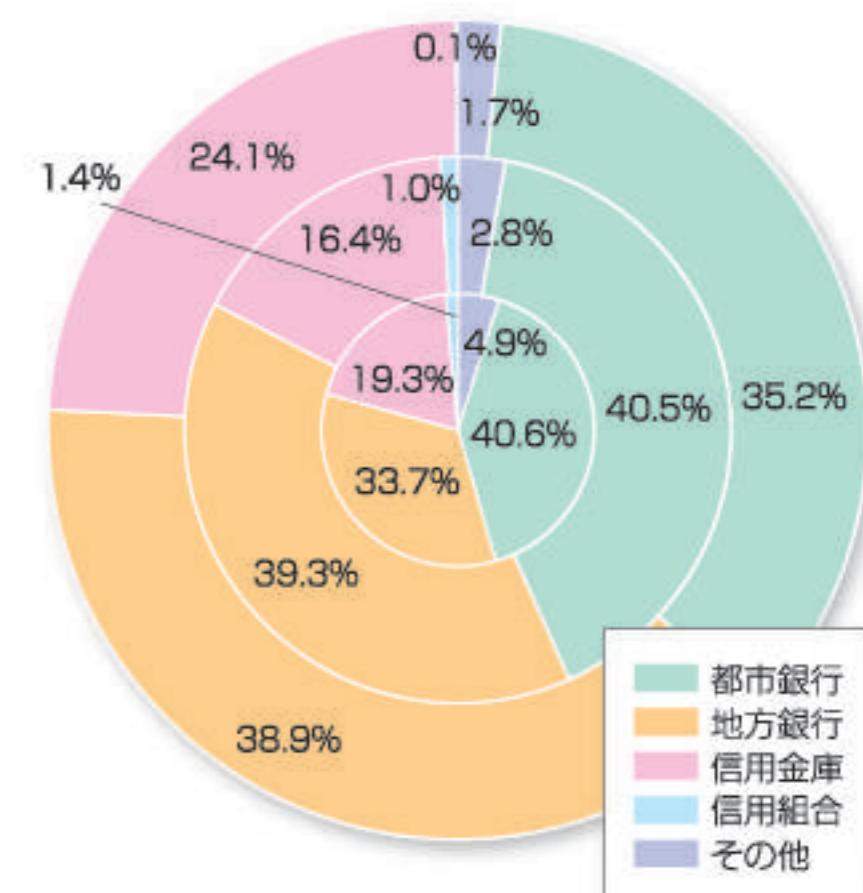
金融機関別保証承諾額

(単位：百万円)

	30年度		1年度		2年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
都市銀行	2,942	113.8%	1,794	61.0%	4,087	227.9%
地方銀行	24,186	118.5%	25,922	107.2%	83,354	321.6%
信用金庫	20,091	122.6%	25,122	125.0%	92,154	366.8%
信用組合	11,517	121.3%	10,463	90.9%	57,108	545.8%
その他の	809	104.8%	661	81.7%	259	39.1%
合 計	59,544	120.0%	63,962	107.4%	236,962	370.5%

構成比

内円から外円に向かって
30年度、1年度、2年度



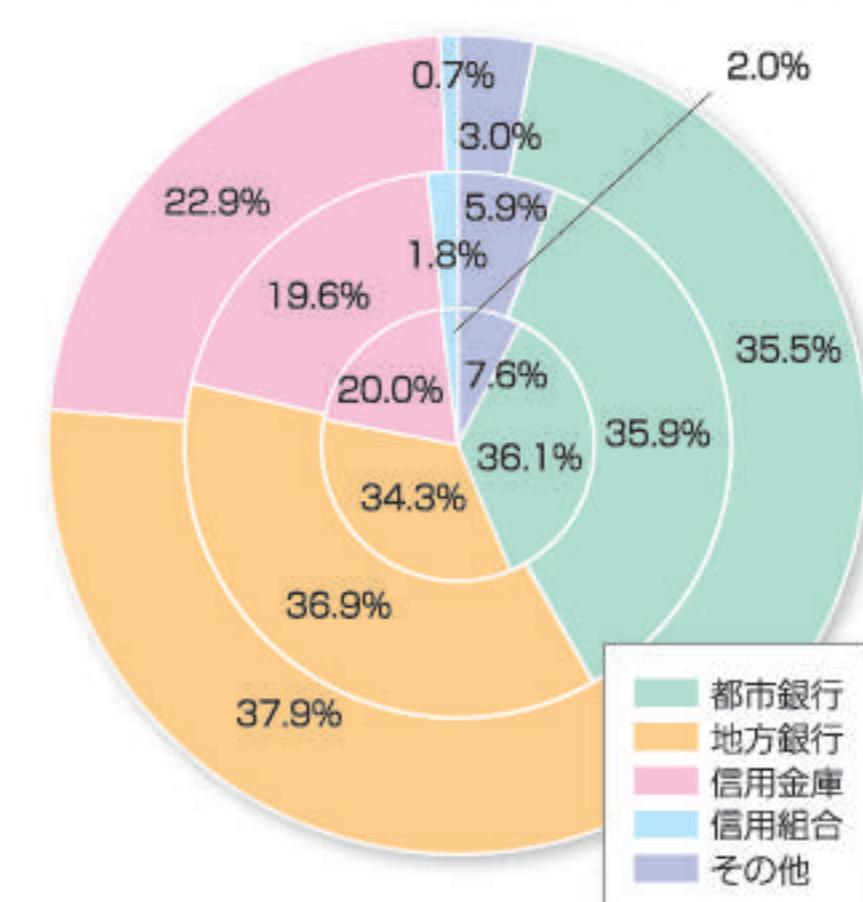
金融機関別保証債務残高

(単位：百万円)

	30年度		1年度		2年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
都市銀行	9,569	85.3%	7,527	78.7%	8,546	113.5%
地方銀行	45,604	98.7%	46,163	101.2%	99,998	216.6%
信用金庫	43,312	100.2%	47,467	109.6%	106,846	225.1%
信用組合	25,286	100.4%	25,230	99.8%	64,650	256.2%
その他の	2,547	95.3%	2,267	89.0%	1,935	85.4%
合 計	126,318	98.3%	128,652	101.8%	281,974	219.2%

構成比

内円から外円に向かって
30年度、1年度、2年度



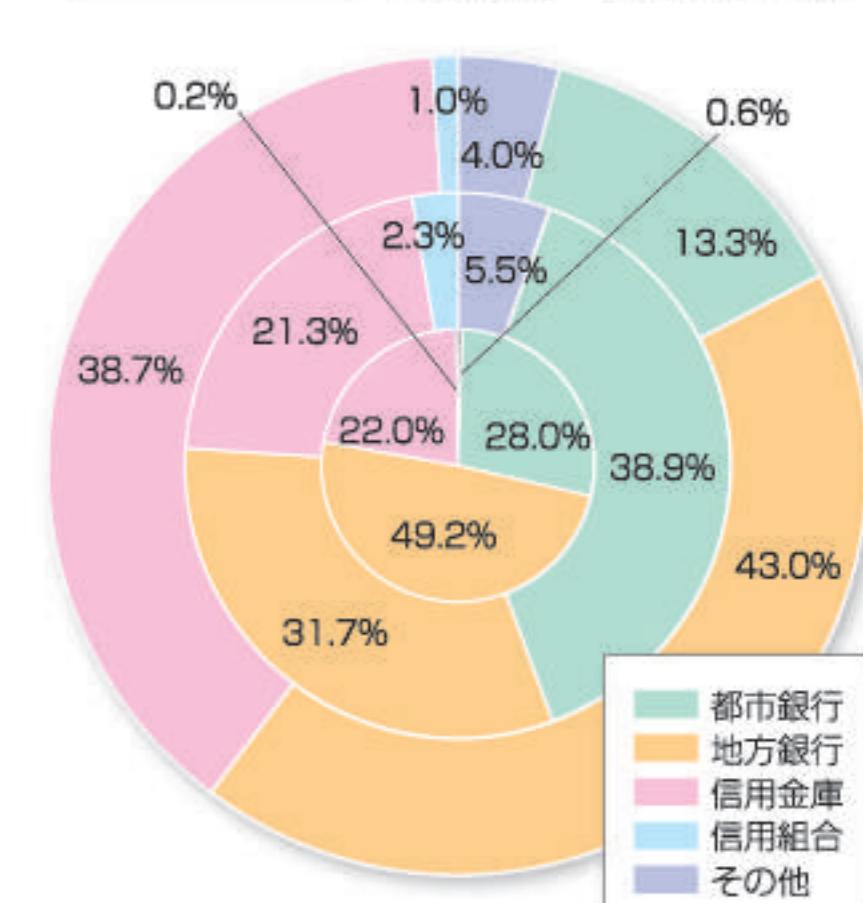
金融機関別代位弁済額

(単位：百万円)

	30年度		1年度		2年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
都市銀行	9	15.7%	105	1228.4%	31	29.6%
地方銀行	375	33.6%	743	198.2%	102	13.8%
信用金庫	658	70.4%	605	91.9%	332	54.9%
信用組合	295	78.9%	406	137.8%	298	73.4%
その他の	2	10.7%	51	2540.1%	7	14.4%
合 計	1,338	53.6%	1,909	142.7%	770	40.4%

構成比

内円から外円に向かって
30年度、1年度、2年度



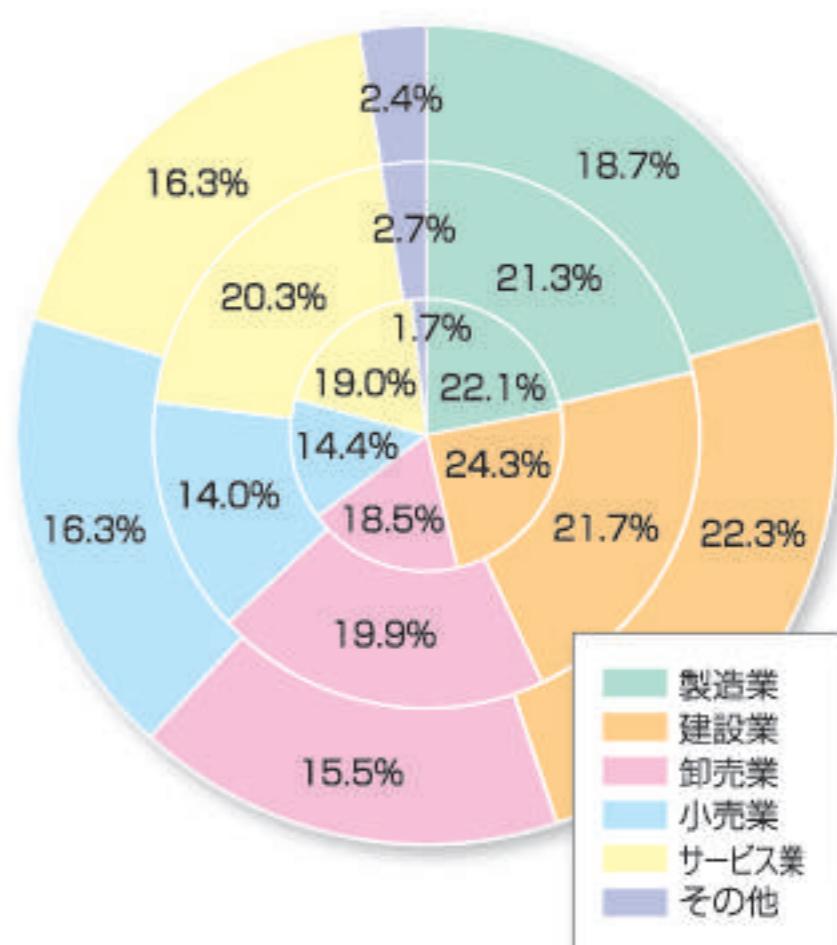
業種別の状況

業種別保証承諾額

	30年度		1年度		2年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
製造業	13,134	123.2%	13,632	103.8%	44,388	325.6%
建設業	14,474	131.4%	13,903	96.1%	52,904	380.5%
卸売業	10,994	113.0%	12,727	115.8%	36,798	289.1%
小売業	8,601	112.5%	8,967	104.2%	38,602	430.5%
サービス業	11,312	120.7%	13,010	115.0%	58,555	450.1%
その他	1,029	84.5%	1,724	167.6%	5,716	331.6%
合計	59,544	120.0%	63,962	107.4%	236,962	370.5%

構成比

内円から外円に向かって
30年度、1年度、2年度

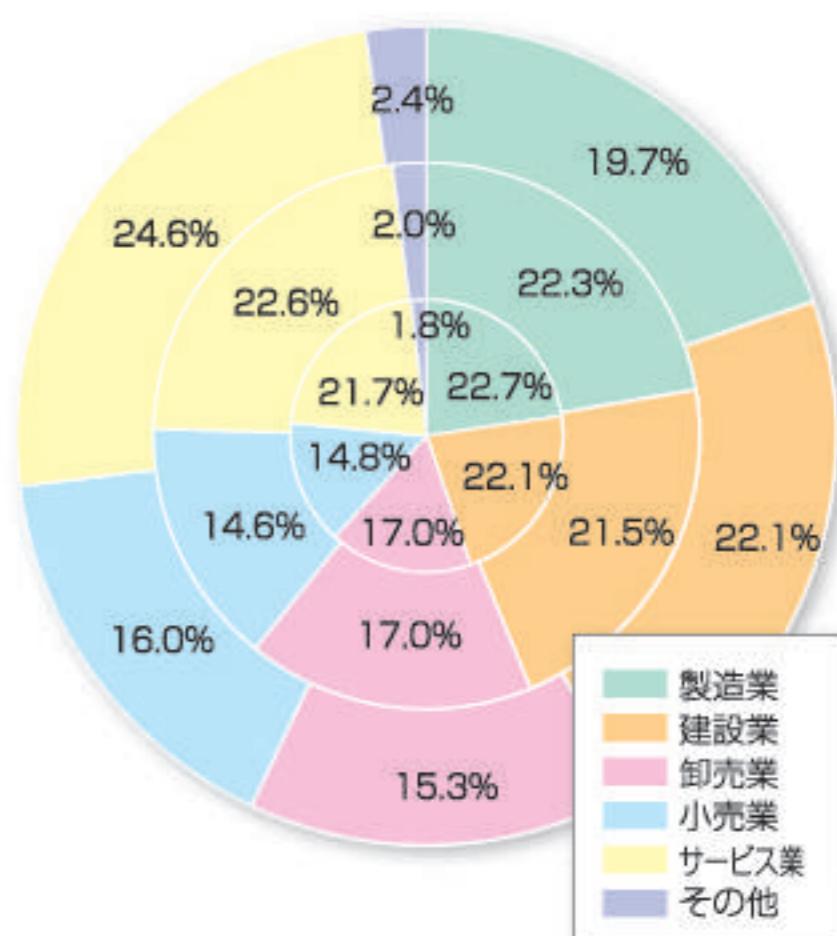


業種別保証債務残高

	30年度		1年度		2年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
製造業	28,701	97.2%	28,633	99.8%	55,454	193.7%
建設業	27,894	101.2%	27,719	99.4%	62,194	224.4%
卸売業	21,420	96.0%	21,909	102.3%	43,056	196.5%
小売業	18,722	97.3%	18,781	100.3%	45,149	240.4%
サービス業	27,362	98.8%	29,042	106.1%	69,452	239.1%
その他	2,219	103.4%	2,567	115.7%	6,670	259.8%
合計	126,318	98.3%	128,652	101.8%	281,974	219.2%

構成比

内円から外円に向かって
30年度、1年度、2年度

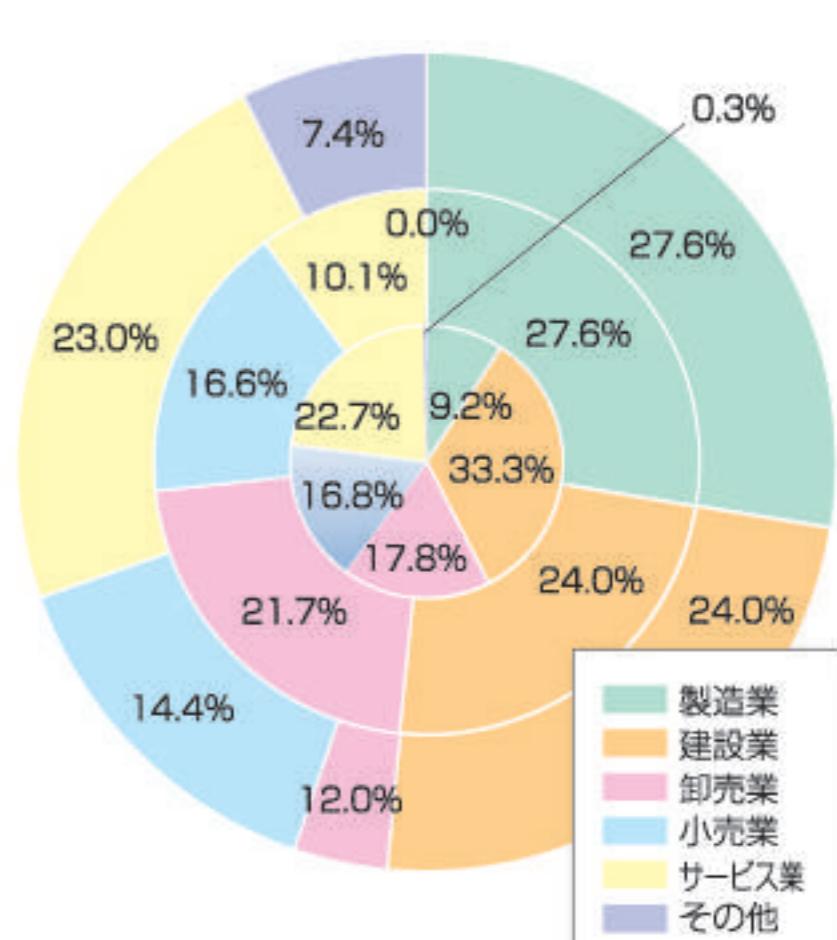


業種別代位弁済額

	30年度		1年度		2年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
製造業	123	105.0%	526	429.4%	212	40.4%
建設業	445	96.1%	459	103.0%	185	40.2%
卸売業	238	74.2%	414	173.5%	29	6.9%
小売業	224	25.2%	317	141.3%	111	35.0%
サービス業	304	43.0%	194	63.8%	177	91.5%
その他	4	-	0	-	57	-
合計	1,338	53.6%	1,909	142.7%	770	40.4%

構成比

内円から外円に向かって
30年度、1年度、2年度

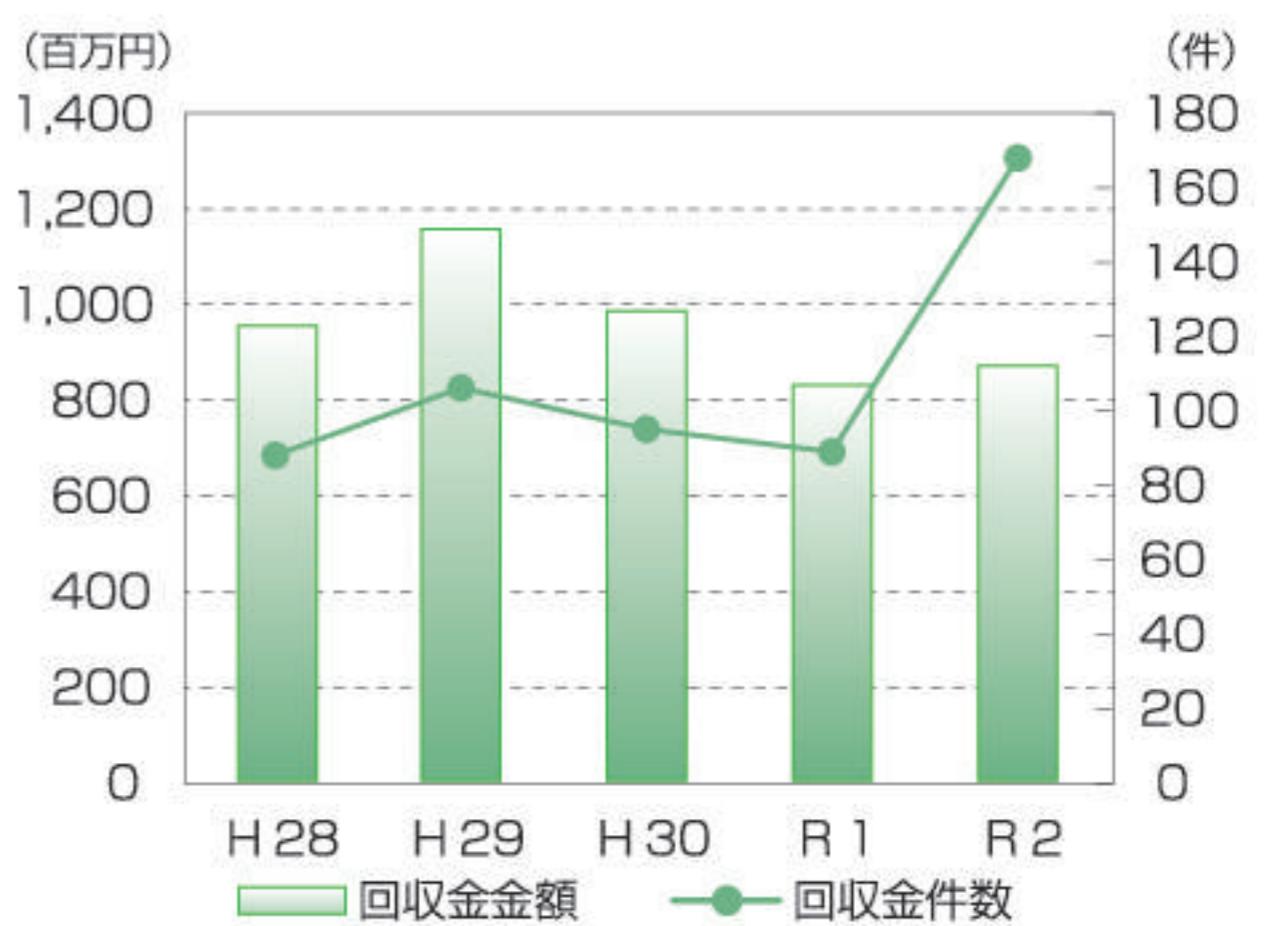


求償権回収の状況

年度別求償権回収

(単位：件、百万円)

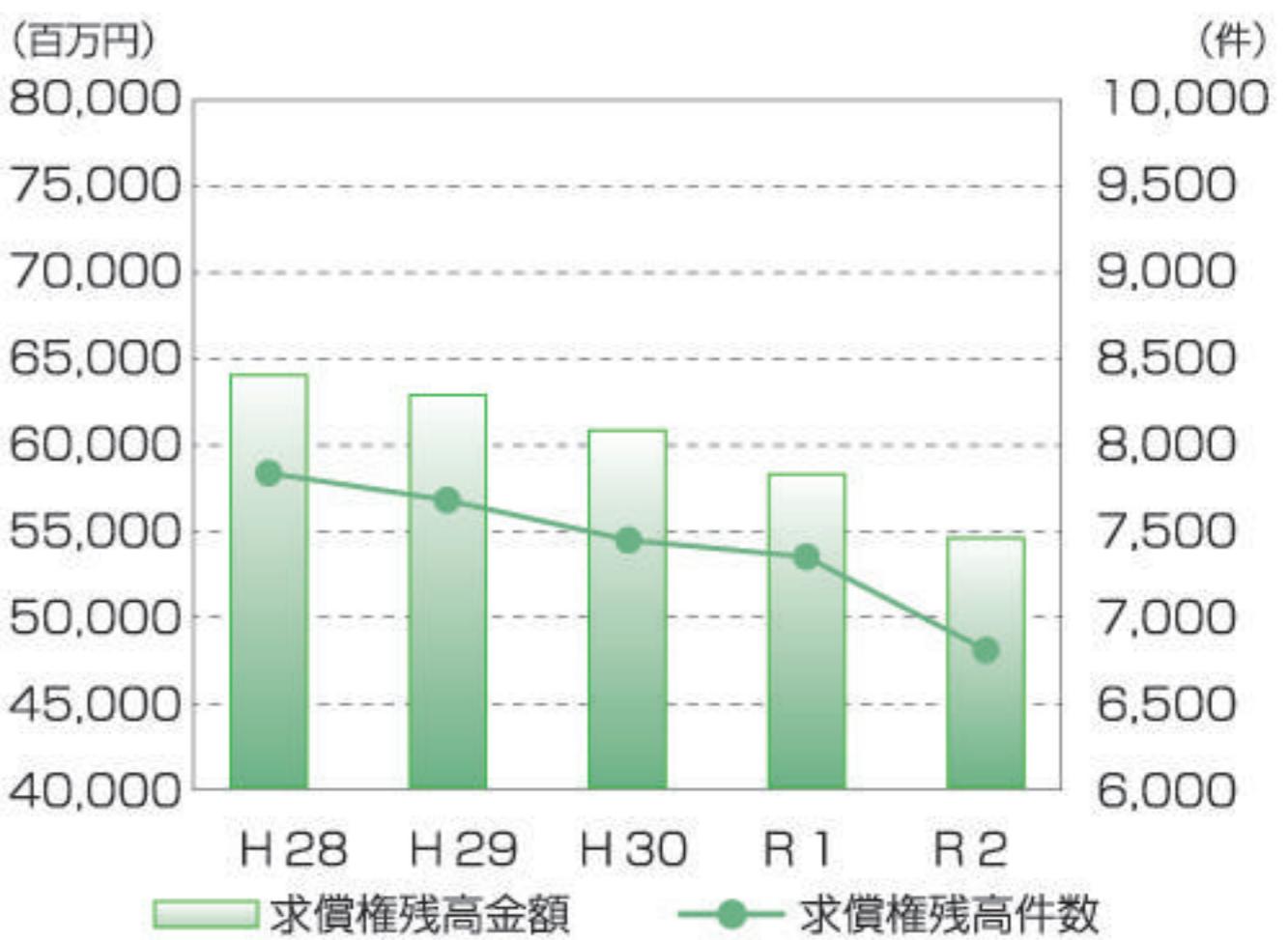
	件 数	金 額	前年度比
28年度	88	959	92.0%
29年度	106	1,157	120.6%
30年度	95	992	85.7%
1年度	89	828	83.4%
2年度	168	874	105.7%



年度別求償権残高

(単位：件、百万円)

	件 数	金 額	前年度比
28年度	7,830	64,061	95.1%
29年度	7,674	62,924	98.2%
30年度	7,446	60,838	96.7%
1年度	7,345	58,299	95.8%
2年度	6,808	54,591	93.6%



令和2年度決算報告

基本財産について

■ 基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。

山梨県信用保証協会が引き受ける保証債務の限度額は、定款により基本財産の50倍となっています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

■ 基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

①基 金 県・市町村・金融機関等からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金 每事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

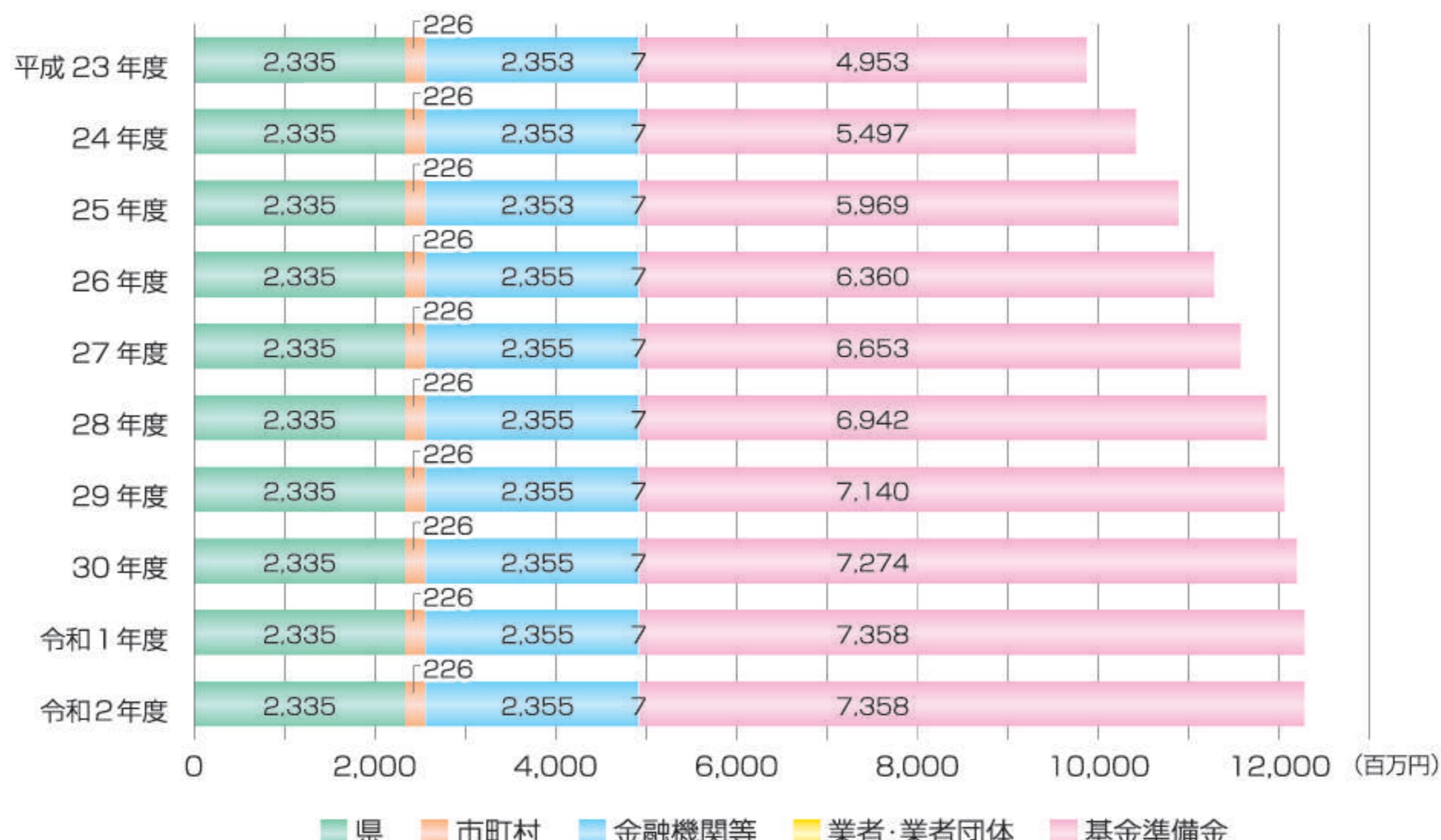
■ 基本財産

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

令和2年度 基本財産	基金（出捐金及び金融機関負担金等）				基金準備金
	県	市町村	金融機関	業者・業者団体	
12,282	2,335	226	2,355	7	7,358

基本財産の推移



貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	271	基 本 財 産	12,281,521
現 金	271	基 金 金	4,923,820
小 切 手	0	基 金 準 備 金	7,357,702
預 け 金	12,931,970	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 变 動 準 備 金	2,656,507
普 通 預 金	2,079,591	責 任 準 備 金	1,692,840
通 知 預 金	0	求 償 権 債 却 準 備 金	332,289
定 期 預 金	10,850,000	退 職 給 与 引 当 金	267,275
郵 便 質 金	2,379	損 失 補 償 金	0
金 銭 信 託	200,000	保 証 債 務	281,974,499
有 価 証 券	12,299,100	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	2,099,960	損 失 補 償 金	0
社 債	10,197,140	借 入 金	307,625
株 式	2,000	長 期 借 入 金	307,625
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他 有 価 証 券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
フ ア ン ド 出 資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動 産 ・ 不 動 産	108,834	雑 勘 定	9,111,976
事 業 用 不 動 産	97,320	仮 受 金	66,084
事 業 用 動 産	11,514	保 険 納 付 金	50,526
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	2,888
損 失 補 償 金 見 返	0	未 経 過 保 証 料	8,985,112
保 証 債 務 見 返	281,974,499	未 払 保 険 料	2,299
求 償 権	517,873	未 払 費 用	5,067
譲 受 債 権	0		
雜 勘 定	591,985		
仮 払 金	9,482		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	44,214		
連 合 会 勘 定	0		
未 収 利 息	31,001		
未 経 過 保 険 料	507,289		
制度改革促進基金造成資金	0		
合 計	308,624,532	合 計	308,624,532

財産目録

令和3年3月31日現在

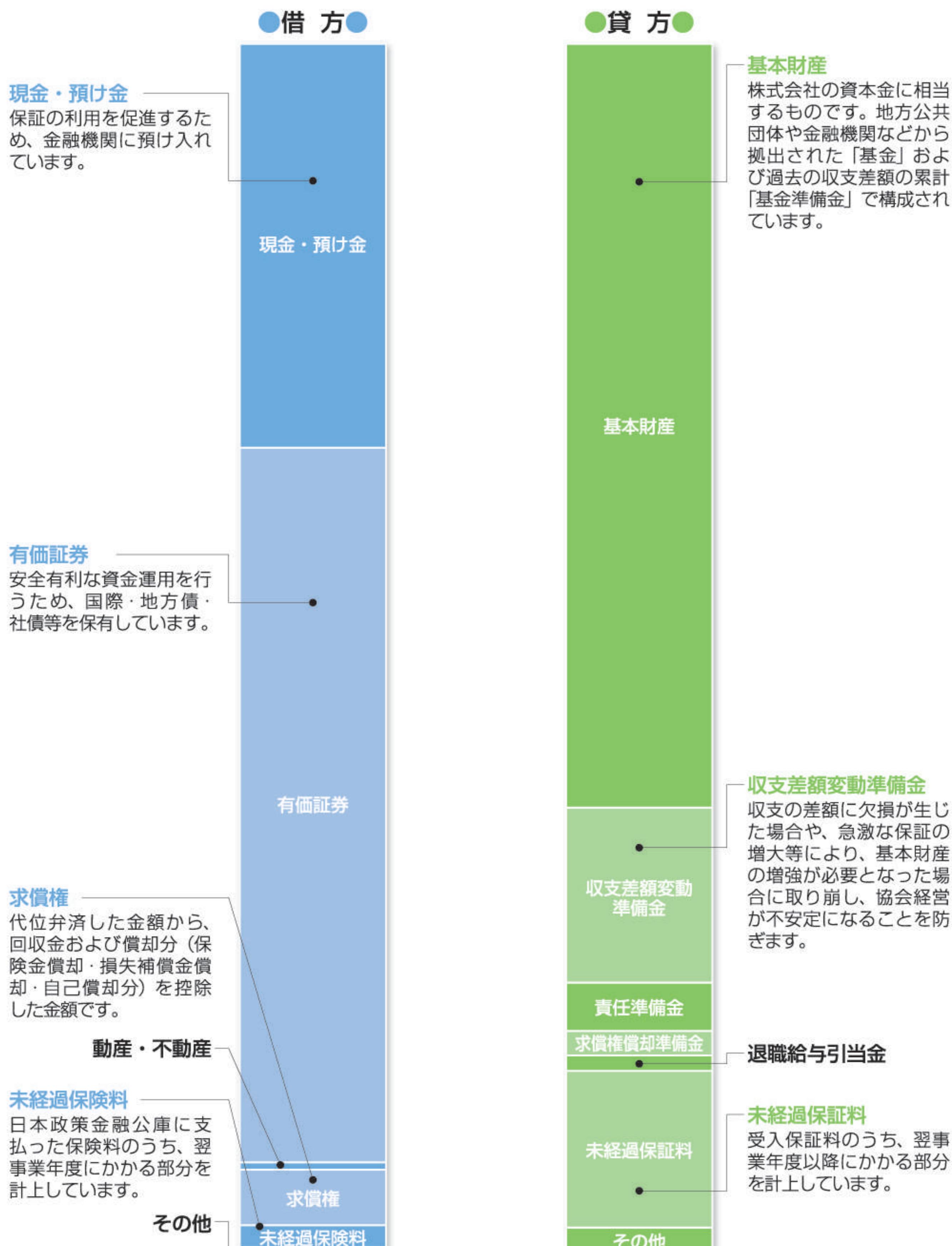
(単位：千円)

資 产		负 债	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	271	責 任 準 備 金	1,692,840
預 け 金	12,931,970	求 償 権 債 却 準 備 金	332,289
金 銭 信 託	200,000	退 職 給 与 引 当 金	267,275
有 価 証 券	12,299,100	損 失 補 償 金	0
そ の 他 有 価 証 券	0	保 証 債 務	281,974,499
動 産 ・ 不 動 産	108,834	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	0	借 入 金	307,625
保 証 債 務 見 返	281,974,499	雜 勘 定	9,111,976
求 償 権	517,873		
譲 受 債 権	0		
雜 勘 定	591,985		
合 計	308,624,532	合 計	293,686,504

正味財産

14,938,028

貸借対照表の用語説明



※保証債務見返(借方)と保証債務(貸方)は同額のため、この図からは除いております。

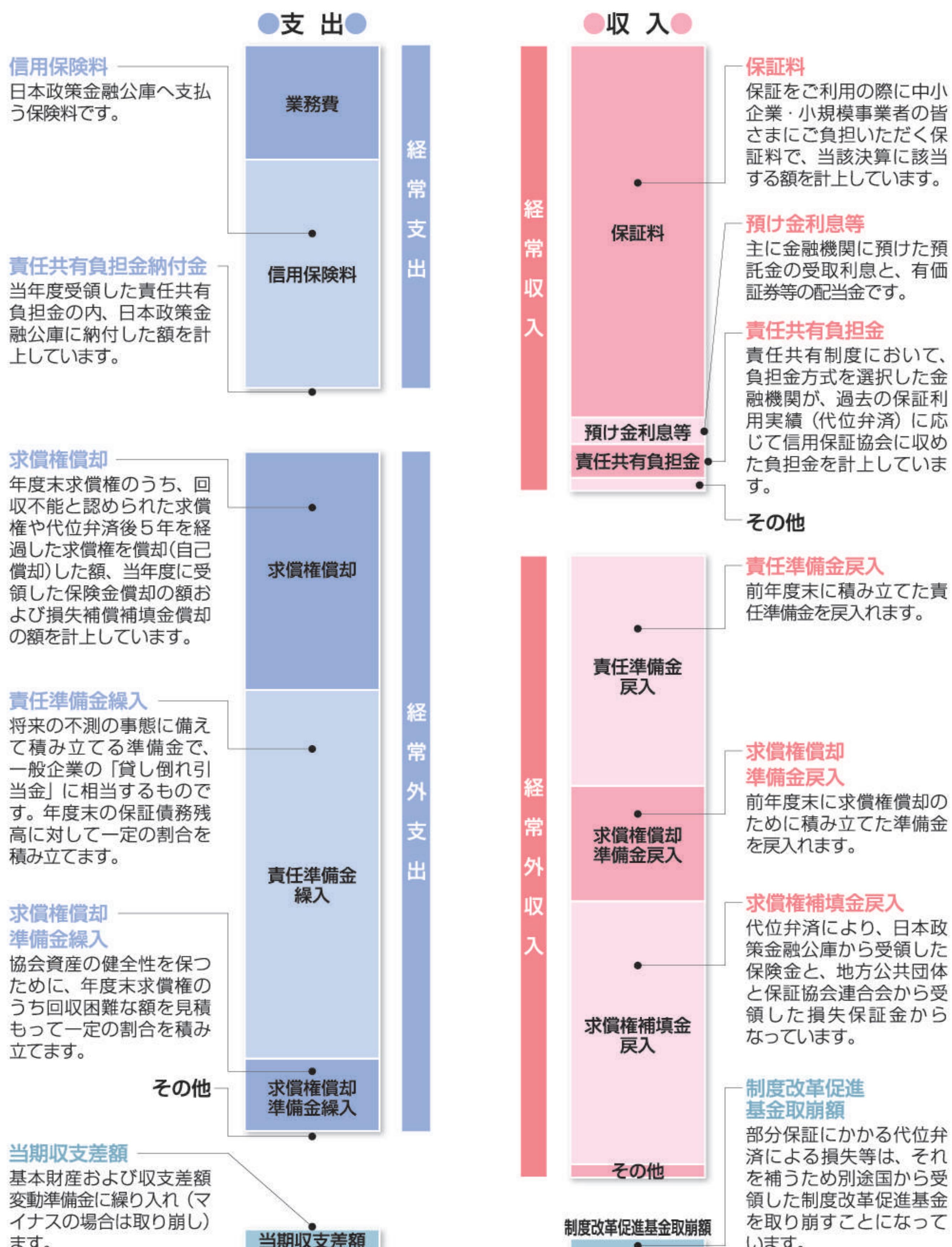
収支計算書

令和3年3月31日現在

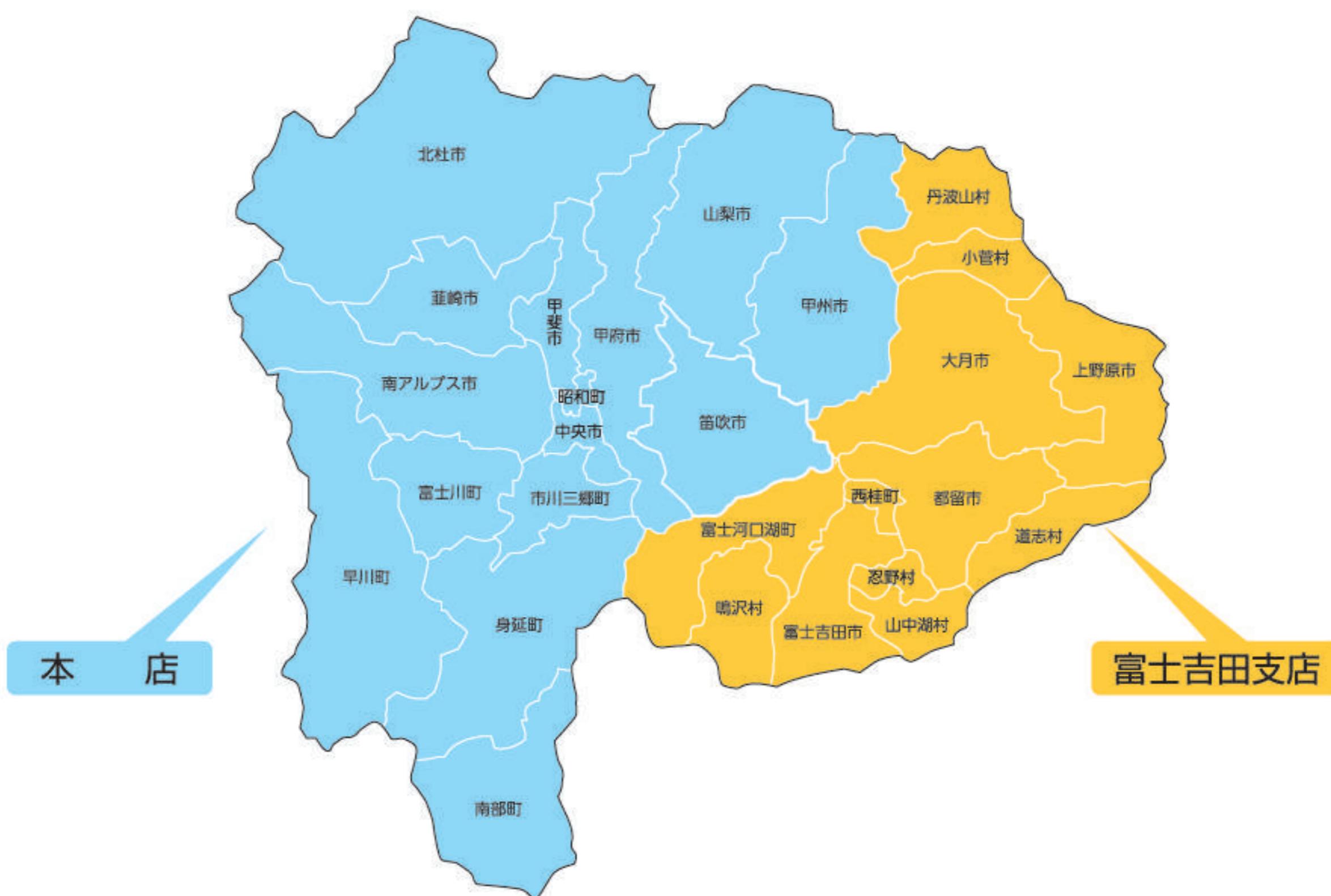
(単位：千円)

科 目	平成31年4月 1日から 令和 2年3月31日まで	令和2年4月 1日から 令和3年3月31日まで
経 常 収 入	1,750,664	2,463,504
保 証 料	1,325,519	2,056,845
有 価 証 券 利 息 配 当 金 等	146,745	147,717
調 査 料	0	0
延 滞 保 証 料	1,062	404
損 害 金	20,408	32,623
事 務 補 助 金	17,098	18,751
責 任 共 有 負 担 金	231,606	186,559
雑 収 入	8,227	20,606
経 常 支 出	1,371,311	1,687,892
業 務 費	616,888	626,807
役 職 員 給 与	298,038	299,116
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	17,086	18,876
そ の 他 人 件 費	77,239	78,733
旅 費	361	92
事 務 費	102,271	86,136
賃 借 料	36,084	35,243
動 産・不 動 産 償 却	11,942	12,567
信 用 調 査 費	2,216	2,229
債 権 管 理 費	44,511	69,388
指 導 普 及 費	17,558	15,022
負 担 金	9,582	9,406
借 入 金 利 息	0	0
信 用 保 険 料	748,678	1,053,930
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0	7,155
雑 支 出	5,745	0
経 常 収 支 差 額	379,353	775,612
経 常 外 収 入	2,456,979	2,189,697
償 却 求 償 権 回 収 金	143,489	139,588
責 任 準 備 金 戻 入	768,101	776,536
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	230,398	388,676
求 償 権 補 てん 金 戻 入	1,314,991	884,897
保 険 金	1,269,749	788,671
損 失 補 償 補 てん 金	45,242	96,226
補 助 金	0	0
そ の 他 収 入	0	0
経 常 外 支 出	2,670,432	3,131,676
求 償 権 償 却	1,488,507	1,094,095
譲 受 債 権 償 却	0	0
有 価 証 券 償 却	0	0
雑 勘 定 償 却	16,713	11,452
退 職 金	0	1,000
責 任 準 備 金 繰 入	776,536	1,692,840
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	388,676	332,289
そ の 他 支 出	0	0
経 常 外 収 支 差 額	△213,453	△941,979
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	1,233	0
収 支 差 額 变 動 準 備 金 取 崩 額	0	166,367
当 期 収 支 差 額	167,133	0
収 支 差 額 变 動 準 備 金 繰 入 額	83,567	0
基 本 財 産 繰 入 額 又 は 基 本 財 産 取 崩 額	83,567	0

収支計算書の用語説明



本・支店の保証担当区域と事務所位置略図



ご案内

●相談窓口

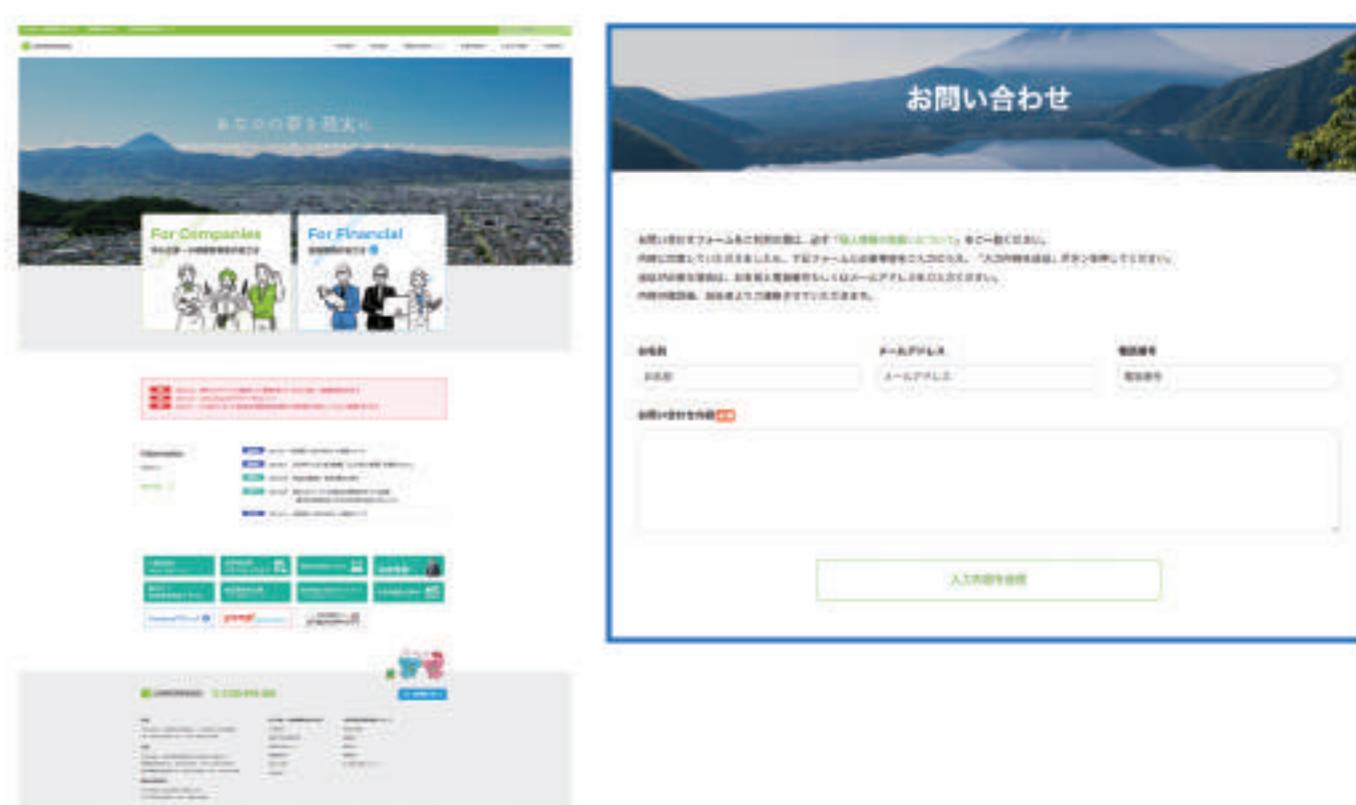
本店（甲府）および富士吉田支店にて、当協会職員による無料経営相談を実施しております。経営改善・設備投資・新規開業など、経営に関するご相談を希望の方はお気軽にご連絡ください。

●ホームページ

より多くの方に「信用保証」について理解を深めていただくため、ホームページを開設しています。

信用保証制度、経営支援施策、お役立ち情報等を掲載していますので、ぜひご覧ください。

ホームページでは、問い合わせフォームを設置しておりますので、当協会へのご意見・ご要望、ご相談について、お気軽にお問い合わせください。



ホームページアドレス
<https://cgc-yamanashi.or.jp>



本 店

〒400-0035 甲府市飯田二丁目2番1号 山梨県中小企業会館内

総務部

総務課 TEL 055-235-9708 FAX 055-232-0160
経営企画課 TEL 055-235-9707 FAX 055-232-0160

営業部

営業統括課 TEL 055-235-9701 FAX 055-232-0166
保証課 TEL 055-235-9703 FAX 055-232-0166
経営支援課 TEL 055-235-9702 FAX 055-232-0166

本店分室

〒400-0027 甲府市富士見一丁目2番26号 (OSD-IIビル)

管理部

管理課 TEL 055-234-5937 FAX 055-234-5967
管理事務課 TEL 055-234-5938 FAX 055-234-5968



本 店



本店分室

本・支店の保証担当区域と事務所位置略図

富士吉田支店

〒403-0004 富士吉田市下吉田二丁目31番14号
TEL 0555-22-0992 FAX 0555-22-0921



富士吉田支店

- 発行年月
- 発行
- 問い合わせ

令和3年7月
山梨県信用保証協会
総務部 経営企画課 TEL 055-235-9707



山梨県信用保証協会

Credit Guarantee Corporation Yamanashi-pref